

## 除名処分の再審査請求書第一部

二〇一三年一月一日 松竹伸幸

〈もくじ〉

はじめに 2

一、除名の決定に至る過程には重大な手続上の瑕疵がある 2

1、支部から規約上の処分の権限を取り上げた問題 2

2、「支部委員会の同意」という虚構が前提とされている問題 3

3、処分を決定する会議で意見を述べる権利を与えられなかった問題 4

4、調査の前から結論は決まっているなど調査の意味がなかった問題 6

二、安保・自衛隊問題での私の主張は旧綱領に反するが新綱領には合致する 7

1、志位委員長の安保・自衛隊問題の努力を实らせることが除名になる不思議 8

2、新綱領の安全保障の考え方は、旧綱領とは本質的に異なっている 12

三、規約を理解せず、踏みにじているのは、除名した党の側である 16

1、言ってもいないこと（「異論を許さない党」を処分の理由にできない 16

2、私はいかなる意味でも「分派」を形成したことはない 17

3、分派を禁止する規定は旧規約には存在したが現行規約からは外された 19

4、内部で意見をあげるのは義務ではなく権利であり、反しても処分の対象にならない 20

5、党の内部問題と党外での意見発表、党首公選の問題をめぐって 22

6、規約にもとづく処分をしながら関連用語の定義を示さないのは許されない 23

四、復党して党首公選が実施されたら、立候補して訴えたい問題 26

1、現綱領と現規約を党活動に素直に反映させる党改革を 26

2、「赤旗」を党と国民がともに要求を叶える「至宝」としてネット化する 29

3、五〇年問題と「敵の出方論」の評価を見直し、破防法調査を止めさせる 33

代議員のみなさんへの心からの訴え 41

はじめに

私は二〇二二年二月五日に京都南地区委員会によって除名処分が決定され、翌六日に京都府委員会で承認されるまでの間、同地区委員会の職場支部に所属していました。今回の除名処分にはとうてい納得できませんし、とりわけ除名の根拠として挙げられた理由は根本的に間違っていると考えますので、党規約第五五条（被除名者が処分不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる）にもとづき、処分の撤回を求めて第二九回党大会に対して再審査を請求します。

以下、その理由を述べます。代議員のみなさんの公正な判断を期待します。

## 一、除名の決定に至る過程には重大な手続上の瑕疵がある

### 1、支部から規約上の処分の権限を取り上げた問題

党規約第五〇条は、党員の処分を誰が決定するかについて、以下のような規定をおいています。

「党員にたいする処分は、その党員の所属する支部の党会議、総会の決定によるとともに、一級上の指導機関の承認をえて確定される。」

特別な事情のもとでは、中央委員会、都道府県委員会、地区委員会は、党員を処分することができます。この場合、地区委員会のおこなった処分は都道府県委員会の承認をえて確定され、都道府県委員会がおこなった処分は中央委員会の承認をえて確定される。」

この規約で明白なように、党員の処分は、所属する支部の党会議（党員数が多い場合に班などで代表を決めて開かれる会議のこと）、または支部総会で決定することが基本です。ところが今回、処分の権限は支部から取り上げられ、京都南地区委員会が行うことになりました。その理由と経過について、私に対する地区委員会の「処分通知書」（二月六日付）では、「あなたがすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っているという『特別な事情』にかんがみ、同支部委員会の同意のもと、南地区委員会常任委員会として決定した」とされています。

法律の世界では「特別法は一般法を破る」という言葉があるように、特定の条件のもとでは、一般的な法律の規定よりも特別の法律が優先する考えがあることは承知しています。例えば、日米地位協定の「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、……合衆国が負担する」という規定があっても、「思いやり予算」の特別協定で例外を規定すれば、例外が優先されることがあるのと同様です。「特別の事情」で地区が直接処分したのは、そうした考えが適用されたのでしょうか。

しかし、法律の世界でこの考え方が適用されるのは、きわめて限定的な場合です。日米地位協定の場合も、特別協定により適用される例外事項は明示的に決められ、しかも五年の期限が定められ、国会の承認を必要としています。ですから、地位協定の例外を日本政府が独断で決められないのと同様、党規約の「特別の事情」も、党機関が勝手に決められるものではなく、本来であれば、どういう場合に限定されるかが規約等で明示されるべきなのです。明示されない場合は、特別に抑制的に運用されるべきものです。

そういう視点で見ると、私の除名処分にあたって、地区が支部から処分の権限を取り上げたことは、「特別な事情」の脱法的な解釈と言わざるを得ません。何よりもまず、党員が所属する支部に処分の権限を与えた意味を、まったく理解していません。

処分は党員の権利を制限・剥奪するものですから、当然、本人も含め所属する党組織の全員が議論し、決定にかかわることを想定しています。処分というのは、処分を受ける党員にとっても、処分決定を下す党員にとっても重大なものです。であるが故に、対象となった党員が処分を下すにふさわしいか、どの程度の処分が適当なのかは、長年いっしょに苦勞を重ねながら活動してきた党員が全員で議論しなければ、正確な認識に達することはできません。また、支部の党員全員が議論し、納得して決定しないと、禍根を残すことになります。決定は通常の支部会議ではなく、「支部の党会議、総会の決定による」としているのはこのためです。

こうした規約の精神から考えた場合、「特別な事情」があれば地区委員会が直接に処分するという特別規定が適用される例外は、本来、先ほどの一般法と特別法の関係で示したように、規約等で明示され、全黨員が読めば理解できる場合に限定されるべきものです。しかし、それが明示されていない現状のなかで、これまでは支部が崩壊して会議が開催できない場合などに限定して運用されてきたのです。

私が所属していた職場支部には、そのような「特別な事情」にはありません。コロナ禍でリモートワークが定着して私も含む出版社の編集部は自宅での仕事が増えており、党の会議の開催頻度も減ってはいましたが、必要な場合はいつでも会議を招集することが可能な状態でした。

ところが今回、「特別な事情」を限定してきた慣行は踏みにじられました。そして、先ほど引用したように、「あなたがすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っている」ことが、「特別な事情」であるとされたのです。

しかしそもそも、規約上の処分は、黨員が「党と国民の利益をいちじるしくそこなうとき」（規約四八条）という重大な場合に行うものであり、それでも支部に処分権限を与えているのです。「党攻撃」も「党と国民の利益をいちじるしくそこなう」ものであることは明白であり、私が「党攻撃」しているからといって（あとで述べるように私はいかなる意味でも「党攻撃」はしていません）規約の原則を踏みにじってしまったのは、特例が原則になってしまいかねません。機関が「特別な事情だ」と決めれば何でも「特別な事情」になるというのでは、日米地位協定と特別協定の関係を律する水準にさえ達しておらず、共産党が特別協定を批判する資格が問われます。

しかも、私の言動が「党攻撃」に当たるというなら、なおさらいっしょに活動してきた支部の黨員が調査し、批判するようにしなければなりません。そういう仲間による調査だからこそ、対象の黨員の日頃の言動も含め深く知っているので、鋭い批判を行うことが可能になります。あるいは逆に、議論によって黨員が反省を深め、党にとってふたたび貴重な人材となるかもしれません。

結局、支部党会議、総会の開催を求めなかったのは、私と苦勞をともししてきた同志に議論を委ねたくなかったからではありませんか。そうしてしまつと、党機関が想定するような処分ができないと判断したからでしょう。以上のことから、地区委員会が支部党会議の開催を求めなかったことは、規約上の重大な瑕疵があると言わざるを得ません。それだけでも処分を撤回する理由になります。

## 2、「支部委員会の同意」という虚構が前提とされている問題

「処分通知書」では冒頭で、私の除名処分について、「当該職場支部委員会の同意のもと、党規約第五〇条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定した」と書かれています。これを読めば誰でも、南地区による私に対する処分の決定には、私の所属する「支部委員会の同意」があったと思うでしょう。他に読みようがありません。しかしそれは完全な虚構です。

支部委員会はその私に対する除名処分への同意を求められていません。処分の決定後、地区委員会から個別の支部委員に対して電話がありました。そこでは地区が処分した事実と、翌日の京都府委員会の会議で承認されるといふ事実が伝えられただけです。ですから、私の所属する班を担当する支部委員は、処分通知書を見たあとで、「支部委員会の同意」といふ部分は事実と異なっているので承認できない旨を地区委員会に伝えています。

さらに、同じ支部委員は、私が鈴木元氏の本を私の本と同時期に出すよう調整したことが「分派」として除名理由になっていることについても、地区委員会に不同意であることを伝えていきます。同時期に同種のテーマを揃えて出版することは、本の話題性を高め、販売促進につながるからです。そんなことが分派として処分されることになるなら、この出版不況の折、出版社の仕事は成り立ちません。だから、私の行動は出版社の社員としては批判されることではなく、逆に誉められるべきものだと地区委員会に伝えたそうです。

いずれにせよ、支部委員会が処分に同意したという「通知書」の記述は、評価が異なるというような性格のものではなく、完全に事実と反しています。そもそも地区委員会が直接に処分を決める場合、規約上は支部の同意など不要なものですから、地区が支部に同意を求めてくるはずもないのです。この部分は処分理由と直接には関連のないものですが、処分される黨員にとって重大な意味を持つ「通知書」のなかに虚偽が書かれていること、し

かも長年の同志が私の除名に同意したかのような虚偽が書かれていることは、当事者としてはたまったものではありません。

私は三月六日、党中央委員会に対して除名処分の一時執行停止を求める手紙を送り、さまざまなことを求めました。その一つがこの部分の削除、訂正でしたが、党中央規律委員会の返事（三月一五日）では、『当該職場支部委員会の同意』とは、処分を地区委員会がおこなうことについてのべたものであり、処分の内容を意味するものではありません』とされていました。

この党中央の返事は、処分の内容に支部委員会は同意していないという私の指摘を、素直に認めたものです。ということは、「除名処分は」当該職場支部委員会の同意のもと、党規約第五〇条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定した」という処分通知書の記述は虚構であることを、他ならぬ党中央が認めたということです。それならば当然のこととして処分そのものも撤回されるべきです。

なお、いま引用した党中央の返事で、『当該職場支部委員会の同意』とは、処分を地区委員会がおこなうことについてのべたもの』とされている点については、その「同意」も虚構の上に成り立っています。確かに、地区委員会から支部委員会に対してその種の電話がありました。しかしこの問題では、支部委員会の会議は開かれておらず、どんな決定も存在していません。支部長はそれこそ「特別の事情」があるので、自分では判断できないと答えたところ、地区委員会が別の支部委員に電話をかけて働きかけたと聞いています。

党規約は、「除名は、党の最高の処分であり、もつとも慎重におこなわなくてはならない」（五四条）と定めています。「特別の事情」下で地区委員会が直接に処分することについて支部の同意を得る場合も、地区委員会やるべきことは、支部長も含めて支部委員会の会議を開き、しっかりと説明し、指導することだったと考えます。個別の支部委員に電話をかけて了承をとるなどというやり方は、規約の求める「もつとも慎重に」という精神と逆行するものと言わざるを得ません。

いずれにせよ、今回の処分そのものに「支部委員会の同意」があったという処分通知書の記述は、党中央規律委員会が認めたように、完全に事実と異なります。虚構を前提とした処分の決定は撤回されるべきです。

### 3、処分を決定する会議で意見を述べる権利を与えられなかった問題

処分、とりわけ除名処分は、処分される側にとつても、処分する側にとつても重大な行為です。そのため党規約は、除名の対象となった党員がこの手続に関われるよう、厳正な手続を定めています。関連する条項は以下の通りです。

「自分にたいして処分の決定がなされる場合には、その会議に出席し、意見をのべることができる」（第五条一〇項）

「除名は、党の最高の処分であり、もつとも慎重におこなわなくてはならない。党員の除名を決定し、または承認する場合には、関係資料を公平に調査し、本人の訴えをききとらなくてはならない」（第五四条）

「党員にたいする処分を審査し、決定するときは、特別の場合をのぞいて、所属組織は処分をうける党員に十分意見表明の機会をあたえる」（第五五条）

このうち、第五四条は、処分を決定する前に、本人の訴えを聞く調査を実施することを求めたものです。この点については、次に述べるように重大な問題を抱えたものだったとはいえ、調査自体は二月二日に実施されました。

一方、第五条一〇項と第五五条は、完全に無視されています。この条項は、党員に対して行った調査をふまえた上で、実際に処分を決定する会議を開催する際は、本人が「その会議に出席し、意見をのべることができる」「党員に十分意見表明の機会をあたえる」とするものです。

しかし、私に対する処分を決めたとされる二月五日の京都南地区常任委員会の会議では、私は意見を表明する機会を与えられていません。会議への出席も求められていません。それどころか、五日に会議が開かれることは伝えられましたが、何時にどこで開催するのかさえ知らされませんでした。

この点につき、先ほど紹介した党中央への手紙で指摘しました。これに対する党中央規律委員会の返事は、関

連する全文を紹介すると以下のようなものでした。

「二月二日の調査の際に意見表明の機会を与えたいので、処分を決定する京都南地区常任委員会が二月五日におこなわれることを伝えていきます。しかし、あなたからはその後、地区委員会に対して、党規約第五条一〇項の『自分にたいして処分の決定がなされる場合には、その会議に出席し、意見をのべることができる』という意思表示はありませんでした。『意見をのべる権利を奪われた』という指摘は当たりません。」

党中央規律委員会とは、「黨員の規律違反について調査し、審査する」とともに、「除名その他の処分についての各級党機関の決定にたいする黨員の訴えを審査する」役割を持っています（規約第二六条）。その役割を果たすためには、規約に関する正確な理解を有していなければなりません。しかし、この返事を見る限り、ほとんど規約を読んだこともないのではないかと感じます。あるいは、今回の処分が規約上の瑕疵を抱えていることは否定できないため、規約の強引な解釈で正当化しているかのようです。

まず、規約違反の問題での「調査」とは、読んで字の如く、あくまで処分をするかどうかを判断する材料を調査するためのものであって、処分を受ける黨員が「意見表明」する場ではありません。二月二日の私に対する調査の場でも、京都府と地区の出席者から、「調査」であることは伝えられましたが、その場で「意見表明の機会を与え」るなどという発言はありませんでした。

それは規約の構造上、当然のことです。「意見表明」とは、規約第五五条が明確に述べているように、「黨員にたいする処分を審査し、決定するとき」に黨員に対して与えられるものだからです。二月二日は「調査」であり、処分は決定されていないのですから、処分に対する意見など表明しようがないのです。ですから、意見表明は、処分を決定した五日の日に与えられるべきだったのです。

もしかしたら、規律委員会は別のことを言いたいのかも知れません。二月二日の調査が終わったあと、最後に地区委員長が私に対して「あなたを除名処分にする」と述べましたから、そうやって除名を「正式に」通告するのに、私がある場で「意見表明」しなかったという意味のことです。私は調査は調査に過ぎないと思っていたので、その場で除名を告げられて、正直なところ呆然としました。しかし、あれが除名決定の通告だったならば、地区委員長は常任委員会にも諮らずに決定したことになります。同席していた京都府の副委員長、常任委員にも相談していません。先ほど述べたように、規約上、「特別な事情」があれば地区は支部から除名の権限を取り上げることができませんが、「地区委員会は、黨員を処分することができる」（第五〇条）とあるように、本来ならば地区委員会の総会で決定すべきものですが、規律委員会は、除名の決定は地区委員長単独で行えると解釈しているのでしょうか。そうでないと、私に対する返事の意味がおかしくなります。

規律委員会の返事では、五日に処分が行われることは二日に伝えたのに、私から意見表明のために出席するという「意思表示はありませんでした」として、『意見をのべる権利を奪われた』という指摘は当たりません」と述べています。ですから、規律委員会も、地区委員長個人に処分の権限があるとは思っていないのかもしれない（それならば二日の時点で私に「除名」と告げた地区委員長の行為を規律委員会は批判すべきでしょう）。しかしいづれにせよ、この返事を見ると、規約に関してこの程度の理解しかない規律委員会が、黨員の処分を担当していることには驚愕してしまいます。

この「意見表明」は、処分される本人から申し出る性格のものではありません。規約でそんな権利が書かれていることを知らない黨員もいるのですから、規約第五五条で明確に書かれているように、「所属組織（この場合は地区委員会——松竹）」の側から、「黨員に……与える」、つまりそういう場があるので、参加することができると告げるべきものです。

だからこそ、党の元埼玉県委員長だった増子典男氏（現、幹部会委員）は、今回の私の処分に関連して自分のツイッターで、これまで多くの処分に関わったことを紹介しつつ、「私も何回も経験していますが、出席を求めなかったことは一回もありません」（二月八日）と発言したのです。他の県で一回もなかったことが、京都府では起こったのです。私のあとに除名された鈴木元氏の場合も、処分が決定された京都府委員会の会議に参加し、意見表明することになりました。私の場合に限って、意見表明の機会が奪われたのです。なぜ、私に関してだけ、そんな措置が取られたのでしょうか。

なお党規約は、あらゆる処分は「中央委員会にすみやかに報告する」（第五五条）ことを求めています。その際に中央の規律委員会が提出を求める「処分報告項目例」を見ても、処分されたものの氏名や処分の内容、理由

などとともに「意見表明（弁明）の機会」も挙げられています。これは処分に当たって必須の事項なのです。南地区委員会は中央委員会に報告を上げているものと思われませんが、私の意見表明の機会はどうしたと書かれているのでしょうか。もし機会を与えたと書かれているなら、虚偽の報告がされたことになり、中央の規律委員会がそのまま放置するならば、中央委員会自身の責任が問われることとなります。党大会の代議員が再審査で態度を決めるにあたって不可欠な事項であり、公開することを求めます。

いずれにせよ、「除名は、党の最高の処分であり、もつとも慎重におこなわなくてはならない」という規約の根本精神が踏みじられたことは明らかです。私を規約違反だとして処分した側が、実は規約を根底から犯していたということ。重ねて処分の撤回を求めます。

#### 4、調査の前から結論は決まっているなど調査の意味がなかった問題

規約違反問題で二月二日に行われた調査は、京都府委員会と同南地区委員会の合同で実施されました。京都府の副委員長と常任委員、南地区委員長の合計三人が調査をする当事者であり（別に記録役が同席）、主導したのは南地区委員長です。私にとって初めての体験であり、緊張して臨むことになりました。

共産党にとっては当たり前のことなのかも知りませんが、そもそも三人が一人を取り囲んで行われるものであり、それだけで調査を受ける当事者は威圧的だと感じます。私が求めた弁護士の同席が認められなかったのは、過去の事例からはあり得なかったでしょうが、人権意識が強まっている現代社会では、「結社の自由」を持ち出しても正当化できないものであり、可能な限り早く改善されるべきでしょう。なお、調査に当たって録音が認められたことは、当然のこととはいえ評価します。私のホームページで音源を公開していますので、関心のある方は是非ご視聴ください。

調査を受けてみてびっくりしたことがあります。何かと言えば、「これでは調査とはとうてい言えない」ということです。調査の途上でもそれを指摘し、改善を求めると、「では調査に応じないということか」と問われ、調査には応じるが、調査としての資格はないと私は強調しましたが、そのような性格のものでした。

一言でいうと、調査というより「断定」のようなものです。地区委員長が用意した十数ページの用紙を順番にめくり、「あなたのこの言動は綱領に違反している」「これは規約に違反している」「これは分派に当たる」と宣告していくわけです。それに対して私は、具体的な根拠をあげて反論します。例えば、私の安保条約・自衛隊問題での考え方が綱領に反するという指摘に対しては、私は志位氏が安保条約第五条の発動を認め、自衛隊の活用論を展開し、共産党の入る政権では自衛隊は合憲だと述べた事例をあげて、私の考えは党中央の考えの枠内であることを証明するのです。そうしたら、南地区委員長は、それには反論をしないまま、「では次に」と言って次のページをめくって別の論点に移っていく。議論がかみ合いません。調査とは辞書で「事を明らかにするために調べること」とされますが、何も明らかになっただけではないのです。

分派の問題だけは議論がかみ合いました。地区委員長は、私が鈴木元氏の本の出版時期を私の本にあわせて調整した問題を捉え、「それは分派に当たる」と論難しました。私は、似たようなテーマの本を同時刊行することは、本の話題性を高め、売上げを伸ばすための営業上の判断だと応じます。それに対して京都府の副委員長は、「販促（販売促進）の観点からもものだったのですね」と応じ、全員が納得してその議論は収束したのです。次にそれに代わって、私が自分の本で黨員に同調を呼びかけたことが「分派を形成する意図があった」という論点に移り、私がそれに反論することになりますが、今回の処分問題に鈴木氏を巻き込むことを避けられたと感じ、ホッとした瞬間でした。

もつともびっくりしたのは、先ほども紹介したことです。そうやって調査が終局を迎えると、地区委員長が最後のページをめくり、「あなたを除名処分します。そのための南地区の会議を五日に開きます」と述べたことです。常識から考えて、あれが調査だというなら、調査結果をふまえ、せめて出席していた京都府の代表とも協議の上で、最終的に処分の内容を決定し、それを五日の会議にかけるときでしょう。そういう手続は何も踏まらず、最後のページに事前に書かれてあった結論が読み上げられたのです。これが調査の資格を欠いていることは明らかです。

しかも、送られてきた処分通知書を見ると、鈴木氏の本の出版時期の調整は分派に当たらないことは事実上合意したはずなのに、それが分派に当たるとされてしまいました。一方、調査のなかで、出版した本で黨員に同調を呼びかけたことが分派とされた問題は、通知書では何も書かれていませんでした。これは私の憶測になりますが、京都の党は、私と異なって京都の党に長年貢献し、党内での影響力も強い鈴木氏を除名にしたくなかったのだと思います。だから、出版時期の調整は分派に当たらないとし、書籍で全国の黨員に支持を呼びかけた私だけを処分しようとした。しかしそれは、除名のシナリオを書いた党中央の担当者を受け入れるところにはならなかったのでしょうか。

二月二日の調査の冒頭、私は調査の当事者に問いかけました。この調査自体は京都の党が実施するけれども、それは一〇日ほど前（一月二三日）の常任幹部会の会議録で示されているように、私を批判する「赤旗」の論文について「内容が的確であることを確認した」からであって、党中央の判断で行われているのですね、と。参加者は全員が頷いていました。

黨員の処分は、それこそ「特別な事情のもとでは、中央委員会」自身が行えるのです（第五〇条）。私に対する除名処分は、党中央が京都の調査の前に決定し、そのシナリオを京都の党に押し付け、実施したものでしょう。地区委員長は、そのシナリオを次々と読み上げていくしか選択肢がなかった。だから、こんなちぐはぐな対応になるのです。

このような処分のやり方は、あらゆる観点から見ても、規約上の正当性も道理も欠いています。以上のことから、この処分は無効だと言わざるを得ません。

## 二、安保・自衛隊問題での私の主張は旧綱領に反するが新綱領には合致する

次に、私を除名処分にした理由、根拠に関わる問題を取り上げます。これがまったく成り立つものではないことを、京都南地区委員会の「除名処分通知書」（二月六日付）をもとに述べます。「通知書」は最後で次のように述べて、「あなたを除名処分とする」としています。

「あなたの一連の発言および行動は、党規約の『党内に派閥・分派はつくらぬ』（第三条四項）、『党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない』（第五条二項）『党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない』（第五条五項）という規定を踏みにじる重大な規律違反です。』

「通知書」はそのことを「論証」するため、私の言動の問題を四つに整理しています。そのうちの規約に関する（一）（三）（四）は後回しにして、党綱領に関する（二）を最初に取り上げましょう。私の安保・自衛隊問題での主張が党綱領と異なるだけでなく、党綱領に対する「不当な攻撃」となっているという問題です。

まず、「通知書」の関連部分を、そのまま引用しておきます。共産党はこの間、「赤旗」や党幹部が演説で私を批判する際、私が言ってもいないことを持ちだし、批判の材料にしてきましたし、私の主張の内容を黨員に知られないよう、私が刊行した本のタイトルさえ「赤旗」に一度も載せないやり方をとってきました。しかし、批判する相手が何を述べているかを堂々と紹介することは、批判の説得力を磨くために不可欠なことであって、私は「赤旗」や党幹部のやり方をまねるのでなく、「通知書」の全文を引用するものです（なお理由は不明ですが、私に送られてきた「通知書」と「赤旗」等で公表された文書には、微妙ですが重大な違いがあるので、あらかじめ指摘しておきます）。

「（二）あなたは、一月に出版した本のなかなどで、『核抑止抜き専守防衛』なるものを唱え、『安保条約堅持』と自衛隊合憲を党の『基本政策』にせよと迫るとともに、日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して『野党共闘の障害になっている』『あまりにご都合主義』などと不当な攻撃を行っています。』

## 1、志位委員長の安保・自衛隊問題の努力を褒められることが除名になる不思議

「通知書」では、私の主張と「党の安保・自衛隊政策」が異なることが述べられ、続いて私が「不当な攻撃」を行っていると考えられます。それが果たして正しい認定なのかどうかを論じる前に、どうかそれを論じるためにも、まず志位和夫委員長がこの間、自衛隊と安保条約についてどんな発言をしてきたのか、それをまとめて紹介することにしましょう。志位氏と私の主張は、基本的に同じ方向を向いてきたし、問題によっては志位氏のほうが私よりずっと先を行っているものだと、きつと分かってもらえるはずだからです。

### ▽志位氏による自衛隊活用論と日米安保条約第五条発動論の提起

志位氏が安保・自衛隊問題で、それまでと異なる主張を開始したのは、二〇一五年以来のことです。この年、集团的自衛権を一部容認する新安保法制に反対する野党と国民の闘いにもかかわらず同法制が成立することになりましたが、これをふまえて共産党の志位委員長が、新安保法制の撤回を一点とする野党の国民連合政府の構想を提唱したことがきっかけでした。安保条約と自衛隊という基本政策の問題での違いを無視し、野党の政権を実現することは不可能でしたから、そこに共産党として大胆なアプローチが必要だと判断したのだと思います。私は一貫してその判断を支持してきました。

まずは連合政府提唱の直後のことです。志位氏は、外国特派員協会で次のように述べ、自衛隊活用論を二〇年ぶりに復権させました（二〇一五年一〇月一五日。「赤旗」同一七日付）。

「つぎに『国民連合政府』が安全保障の問題にどう対応するかという質問についてです。……すなわち戦争法廃止を前提として、これまでの条約と法律の枠内で対応する、現状からの改悪はやらない、政権として廃棄をめざす措置はとらないということです。

戦争法を廃止した場合、今回の改悪前の自衛隊法となります。日本に対する急迫・不正の主権侵害など、必要にせまられた場合には、この法律にもとづいて自衛隊を活用することは当然のことです。」

先ほど「一〇年ぶりの復権」と述べたのは何か。じつは、党本部の政策委員会で安全保障や外交を担当していた私は二〇〇五年、共産党の月刊誌の一つである『議会と自治体』（四月号）に、「九条改憲反対を全国的規模でたたかうために」というタイトルで論文を発表しました。共産党九条を堅持し自衛隊を将来的には解消すると明言していること、同時に当面は侵略されたら自衛隊を活用すると明言していることを指摘しつつ、理想にも現実にも対応している共産党は護憲運動のなかで重要な役割を果たせることを論じたものでした。しかし、それに対して志位氏より、自衛隊に対する共産党のスタンスの基本は活用ではなく「反対」であるとの指摘があり、自己批判を迫られました。最終的には、「自衛隊活用論」の間違いを認めよという求めに私が同意しないことは許容され、論文のなかで自衛隊を違憲だと明示していなかったことに限って自己批判を公開することになりました。

この問題をきっかけにして、私は退職することになります。しかしそういう経過があったので、志位氏が自衛隊活用論を復権させたことは、私にとってうれしいことでした。

自衛隊問題だけではありません。この記者会見で志位氏は、日米安保条約の問題でも次のように述べることにあります。

「〔記者〕「国民連合政府」で、(日本有事のさいには)自衛隊を出動させるということでしたが、(同様の場合に)在日米軍への出動要請についてはどうするのでしょうか。共産党は反対するということでしょうか。」

〈志位〉「国民連合政府」の対応としては、日米安保条約にかかわる問題は「凍結」することになります。先ほど述べたように、戦争法廃止を前提として、これまでの条約の枠内で対応することになります。

日米安保条約では、第五条で、日本に対する武力攻撃が発生した場合には(日米が)共同対処をするということが述べられています。日本有事のさいには、連合政府としては、この条約にもとづいて対応することになります。」

この志位発言が掲載された「赤旗」に目を通した時、正直に言って、天地がひっくりかえるほどの衝撃を受けました。先ほど紹介したように、私はその一〇年前まで党本部で安全保障の担当者であり、侵略されたら自衛隊を活用する方針を堅持すべきだと考えていました。同時に、その際に日米安保の発動を容認するかどうかについては、現実を考えると否定できないだろうと心のなかでは思っていましたし、あとで述べるように二〇〇四年の

新綱領のもとではその決断は可能だろうと想定はしていました。しかし、六一年綱領下で何十年もの間、一貫して日米安保条約の即時廃棄を掲げてきた共産党の歴史と伝統の重さをふまえると、党の役員でもない私のようなものが軽々しく口にするべきではないと自分を戒めていたのです。

そこを志位氏が敢然と突破したのです。びっくりもしましたし、党内のハレーションも相当なものだろうから大丈夫かなと心配もしましたが、野党連合政権を本気でめざす志位氏の決断には心からの拍手を送りました（ハレーションは志位氏ではなく、その後、志位氏に続いて安保条約発動にかじを切った私に寄せられたのは、あまりにも予想外でしたが）。

#### ▽自衛隊合憲論でも志位氏は大胆に踏み込んだ

自衛隊に関する志位氏の立場の変更は、活用論の復権に止まりませんでした。自衛隊違憲論の変更にまで及びます。二〇一七年一〇月八日、総選挙を前にした党首討論の場で安倍首相（当時）から、「共産党が入る連合政権ができたとき、自衛隊は違憲だ」という立場を取るのか。そんなことをすればすぐに自衛隊を解消しなければならなくなる」と問われた志位氏は、次のように答えたのです（「赤旗」一〇月九日付）。

「そこで、私たちが参画する政権が仮にできた場合の対応ですが、その政府としての憲法解釈は、その政府が自衛隊の解消の措置をとる、すなわち、国民の圧倒的多数のなかで自衛隊は解消しようという合意が成熟するまでは、合憲という解釈を引き継ぐことになります。党は違憲という立場を一貫して堅持しますが、政府は合憲という立場を一定程度の期間、取るようになります。

そして、最終的には（憲法判断を）検討することになりますけれど、そういう立場を堅持しますので、ご心配のようなことは起こらないということをお答弁しておきたいと思えます。」

この時の志位氏の言明は、あくまで野党の国民連合政府に参加した場合を想定したものでした。立憲民主党など自衛隊合憲の立場に立つ勢力が多数を占める政権でもあるし、数として少ない共産党としてはやむを得ずそういう立場になるのかと自分を納得させた党員も多かったと思えます。しかしその後、志位氏は、共産党が国会で多数になって、安保条約を廃棄するような政府すなわち民主連合政府ができた場合も、政権としては自衛隊は合憲とみなすことを宣言します（『新・綱領教室』下巻、二〇二二年四月刊行）。半年ほど前の総選挙で自民党などから「立憲共産党」と揶揄され、野党の安保自衛隊問題での基本政策の違いの大きさを攻められた体験をもふまえ、数か月後に迫った参議院選挙には、野党間の違いを少しでも埋めて臨みたいという思惑があったのでしようか。

「この時期は、自衛隊解消の国民的合意が存在しておらず、自衛隊を違憲とする国民的合意も存在していないということが当然予想されます。国民の合意なしに、政府の憲法解釈を合憲から違憲に変更することはできません。私たちは、安倍政権のように国民の合意なしに憲法解釈を一八〇度ひっくりかえすようなことはしません。

くわえてもう一つ問題があります。自衛隊が存在しているという過渡的な時期に、仮に、政府として自衛隊を違憲とするという憲法解釈をしたらどうなるでしょう。ただちに、自衛隊解消の措置をとることが、政府の憲法上の義務になります。そのような矛盾が生じるようになります。ですから、民主連合政府ができたとしても、自衛隊が存在している過渡的な時期は、『自衛隊＝合憲』論をとることになります。」

これにもびっくりしました。一〇年前に私が志位氏から自己批判を求められた際、当初は自衛隊活用論の是非が焦点となり、意見の違いが最後まで埋められませんでした。その結果、志位氏から最後に求められたのは（直接ではなく小池晃氏を通しての話ですが）、私の一万字に及ぶ論文のなかで自衛隊を活用する話が出て来るが、自衛隊は違憲だということが一言も書かれておらず、それは共産党の基本的な認識に反するので、そこを自己批判せよということでした。私は当時、自衛隊は違憲だという基本認識は揺らいでいませんでしたし、問題になった論文にも自衛隊を解消すべきだということを書いており、自衛隊が違憲だという認識を前提としたものでした。どんな論文にも「自衛隊は違憲」という言葉が入らなければ自己批判が必要だという指導には違和感を覚えましたが、入っていないことは事実なので求めに応じたことにはしたのです。

それほどまでに自衛隊違憲論にこだわった志位氏が、二〇一七年から二二年にかけて、そこを軽々と乗り越えたのです（実際には苦渋に満ちた決断だったと思います）。ただ、私も当時、党首になったつもりで党がどのような安保・自衛隊政策をとるべきか、その場合には自衛隊違憲論をどう克服すべきかを考えており、志位氏と同

じょうな思考過程を通過してほぼ同じ結論に到達してしまいましたので、志位氏の踏み込んだ発言に違和感を覚えることはありませんでした。それどころか当然の結論だと考えたのです。

志位氏の発言のくり返しになります。一方で、日本周辺の情勢を見れば、政党として自衛隊解消に踏み出せるとい判断はできない。他方で、自衛隊違憲論に立つ限り、政権を担えば即時にはあれ段階的にはあれ、自衛隊解消に踏み出すことが求められる。自衛隊違憲論を唱える政権なのにそれを解消しない政権は、みずから立憲主義を放棄すると宣言しているのと同じであり、そんな政権は憲法のもとでは存立することができないからです。それは、野党連合政権であれ、民主連合政府であれ、変わることはありません。志位氏の一連の言明は、私が考えてきたものと同じ基本方向を向いたものでした。

▽志位氏と私の提唱の異なる点は除名に値するほどのものか

こうして志位氏と共通の基本認識に到達した私が世に問うたのが、今年一月に刊行した『シン・日本共産党宣言』でした。そこで提唱した「核抑止抜き」の専守防衛」という基本政策でした。志位氏の基本認識と私の提唱を比べると、共通点も違いもあります。

侵略されたら自衛隊を活用するという考え方は、どこにも違いはありません。だから「処分通知書」もそれを批判していません。

安保条約の発動はどうでしょうか。志位氏は条約第五条の発動を明言しています。私もそこは同じですが、大きく異なるのは、私は五条を発動する場合も志位氏のように無条件に米軍の出動を認めるのではなく、核兵器の使用は許さない立場で「核抑止抜き」と明確に限定していることです。ですから、私の主張が綱領違反であつて除名に値するのであれば、志位氏の発言は除名よりさらに重い処分を科さないと釣り合いがとれません。

ただし、共産党が核抑止力に反対していることは明白なので、それを将来構想に引きのばすのではなく、志位氏も野党連合政権に対して「核抑止抜き」を求める可能性もあります。その場合、両者の違いはそれほど大きなものではないかもしれませんが、志位氏が私の先を進んでいる事実には変わりありません。

自衛隊違憲論について言うと、安保条約の問題と異なり、私のほうが少し先を行っているといます。志位氏は、政権としては合憲だが党としては違憲という立場を明確にしています。私の場合は、個々の党員の憲法判断は党員に任せるが、政党としての共産党は自衛隊合憲論をとるべきだということです。

志位氏と私が共通しているのは、共産党のくわわる政権は自衛隊合憲論をとるということです。すでに述べたように、安全保障の観点からは自衛隊を維持することが前提になっているものと、一方で政権が自衛隊違憲論に立ってしまえば、自衛隊解消に踏みださない限り立憲主義を踏みこむ政権として指弾されるし、他方で自衛隊解消に踏みだしてしまえば、国民の安全に責任を持ってない政権として批判を浴びることになるのです。自衛隊を解消する政策を選挙で掲げたことはありませんから、公約違反も問われず。その点で両者が一致しているのは、大きなことだと思います。

両者の違いは、政党としてどうするのかにあります。志位氏が政党としては違憲という立場にこだわる気持はよく理解できます。これまでずっと違憲論でやってきた歴史は重いものがありますし、自衛隊合憲論へと転換した社会党が凋落した経験は記憶から消え去らないでしょう。違憲論を捨てると軍隊のない世界という理想まで放棄することになるといいう危惧もあるかもしれません。

しかし、共産党はそもそも暴力と抑圧のなくなる共産主義を理想としてきたのであり、憲法で規定するかどうかにかかわらず軍隊のない世界をめざしてきたのですから、自衛隊違憲論に立たないからといって理想を失うほど思想的な弱みはありません。また社会党が凋落した原因は、自衛隊合憲論に転換したに止まらず、核抑止依存も含め防衛政策全般で自民党に屈服して独自の政策を打ち出せなくなり、存在意義を喪失したことにあります。共産党が他の党にはない独自の政策を提示できれば克服できるものですし、逆に、現在のように安保廃棄・自衛隊解消を将来だけでなく当面の基本政策としている限り、野党連合政権に入るにしても基本政策を脇に置くという対応をするしかなく、創造的な政策を提示して野党間で議論することもできません。民主連合政府は自衛隊合憲という立場で政策を遂行しているのに、その政府の閣僚の多数を出している共産党は自衛隊違憲の立場の政策遂行を求めるというのでは、あまりにちぐはぐで政権としての安定性を欠くのではないのでしょうか。党員個人が自衛隊を違憲だとして自分の信条を貫くことを保障しつつ、国民のいのちに責任を負う政党としては、自衛

隊合憲論に立つしかないと思います。

その上で、私が提唱しているのは、志位氏も（共産党も）侵略されたら自衛隊を活用する、安保条約第五条を発動すると言っているのだから、それが共産党の政策だと宣言すればいいのではないかとことです。もちろん、あとで述べるように、共産党は中長期的には安保条約を廃棄し、自衛隊も解消される日本をめざしているのですが、短期的にはこれを基本政策だと言えいいのではないかとことです。

いままで述べてきたことについて、志位氏と私の考えはほぼ同じだという人もいれば、いや違いは大きいという人もいるでしょう。ただ多少の違いがあるとしても、志位氏は党首に止まり続けることができるが、私はただちに除名されるほどの違いなのでしょうか。違いがあることを認め、議論すればいいという程度のものではないのでしょうか。この違いを私の除名にまで持つて行った京都の党の判断は誤りだと思えます。

▽再審査で除名を正当化するなら志位氏の反省と著作の撤回が不可欠となる

いえ、この問題の責任を京都の党に求めるのは、お門違いと言わねばなりません。京都の党は、志位氏をはじめ党中央の指導にしたがっただけなのですから。

それならば私は、この党大会における再審査の場で、志位氏に対して直接に伺いたい。安保・自衛隊問題でほとんど同じことを主張しながら、志位氏は党首の座に止まり続けているのに私はただちに除名された違いは、何によって生まれているのでしょうか。志位氏は今年二月九日の記者会見で、私の「変節」について次のように述べています。

「彼（松竹）の政治的主張は、つまるところ日米安保条約堅持を党の『基本政策』にせよということですが、そして在日米軍の核抑止力には頼らない方がいいけれど、通常戦力の抑止は必要だということをはっきりと知っている。つまり、在日米軍は日本を守る抑止力だといっているわけです。……」

そういう根本のところでの変節がある。」

そのような私への批判と、志位氏が「日本有事のさいには、……この（安保）条約にもとづいて対応する」として、とくに核抑止力を除外しないまま安保条約第五条の発動を容認したことは、どういう関係にあるのでしょうか。私が変節していて、志位氏は変節していないとすると、何がどう異なるのでしょうか。「核抑止抜き専守防衛」を私が提唱すれば除名で、志位氏が日米安保条約の条件抜きの発動を主張すれば褒め称えられることとの関係は、いったいどう説明するのでしょうか。

一つだけ思い当たることがあります。志位氏は二月九日の記者会見で、私が「反省をしなかった」ことを口を極めて批判しました。例えば、私が本を出した直後に「赤旗」で論文を出し、「政治的な警告」をしたが「彼は……反省しない態度をとりました」と述べています。さらに、二月二日の処分のための調査で、京都の党が「じゅんじゅんとお話しをしました。しかし全く反省をしなかった」と重ねて述べました。志位氏のご指摘はその通りであって、私は反省していないし、反省すべきでないと思っっています。もしかしたら、そこに志位氏と私の違いがあるのかもしれませんが。

オモテには出ていませんが、私がこの再審査求書で紹介したこれまでの一連の発言を、志位氏はどこかで反省して自己批判し、撤回した可能性があります。なぜかと言えば、最近刊行された『日本共産党の百年』を見ると、この一連の発言が、一言も紹介されていないからです。その種の発言はなかったことにされているように見えます。

志位氏は反省したので引き続き党首を務めているが、松竹は反省しなかったので除名した――。それならそれで、私は納得しませんが、二人が同じような発言をしたが党の対応は異なったことについて、それなりの合理的な説明になります。そういえば一九八三年のことですが、委員長に就任したばかりの不破哲三氏が突然、『前衛』に二十数年前の著作の刊行を自己批判したことがありました。あの時も、不破氏が自己批判することで委員長を続けることを許されたとしたら、今回も似たようなことが再現された可能性もあるでしょう。

そうであるならば、この党大会の場において、志位氏はみずからの一連の発言が間違っていたことを公式に表明すべきです。それと一体にして、私の除名は正当だと訴えるべきでしょう。

もう一つ必要なことがあります。今後、自衛隊活用論や安保五条発動論、自衛隊政権合憲論をなし崩し的に使わないようにしていくにしても、それらはすべて志位氏の新刊『新・綱領教室』に掲載されて四万部も売れてお

り、共産党が実施する講師資格試験の参考文献にも指定されています。このままでは、その部分を読んだ党員が党の政策を誤って理解する可能性もあります。私が「核抑止抜き専守防衛」を打ち出したのも、志位氏の著作に励まされたからです。現状のままでは、志位氏の本が刊行され続けていることが、綱領への誤った理解を広げ、私の説に同調する分派を生み出す土壌になってしまいます。志位氏は反省を明確にし、本は党内試験の参考文献から外すだけでなく絶版にするか、その部分をすべて削除するなどの訂正を施すか、何らかの対応をすることが求められると思います。

## 2、新綱領の安全保障の考え方は、旧綱領とは本質的に異なっている

志位氏に対して厳しいことを書きましたが、それは私の本意ではありません。志位氏には、『日本共産党の百年』のように過去の発言を隠すのではなく、堂々と表明してほしいと願っています。党首公選を実施して議論することも含め、安保・自衛隊政策をめぐる議論をもっと党内で活発に行ってほしいと思っています。

なぜなら、安保・自衛隊政策をめぐる志位氏の二〇一五年以来の一連の言明は、旧綱領のもとではあり得なかったものですが、現在の綱領には合致した考え方だからであり、私の発言と同様、反省や自己批判が求められる性格のものではないからです。その考え方を整理し、発展させていくことが、何十年も続く党勢の後退に歯止めをかけ、党の前進を切り開いていく上で不可欠だと思うからです。

### ▽志位氏の踏み込みには綱領上の根拠があった

まず一九六一年に制定された旧綱領を廃止し、二〇〇四年の二三回大会で全面改定された現綱領が、志位氏の一連の根拠となつていたのを見たいと思います。そのためには、最初、二〇〇〇年の第二二回大会の決定にさかのぼらなければなりません。この大会の決定では、日米安保条約と自衛隊を三つの段階を経てなくしていくことを提起していますが、以下引用するように、第一段階とは「日米安保条約廃棄前の段階」、すなわち安保条約（自衛隊もです）が維持されている段階なのです。

「——第一段階は、日米安保条約廃棄前の段階である。ここでは、戦争法の発動や海外派兵の拡大など、九条のこれ以上の蹂躪を許さないことが、熱い焦点である。また世界でも軍縮の流れが当たり前になっていく時代に、軍拡に終止符をうつて軍縮に転じることも急務となっている。」

これに続いて、大会決定では、いわゆる自衛隊活用論が打ち出されます。

「そうした過渡的な時期に、急迫不正の主権侵害、大規模災害など、必要にせまられた場合には、存在している自衛隊を国民の安全のために活用する。国民の生活と生存、基本的人権、国の主権と独立など、憲法が立脚している原理を守るために、可能なあらゆる手段を用いることは、政治の当然の責務である。」

旧綱領のもとで入党し、党内教育を受けてきた人の多くは、党にとって日米安保条約の即時廃棄が中心課題だと考えているでしょう。しかし、その考え方は、もう二四年前の大会決定で否定されたのです。現在の党の立場では、とりあえずは日米安保条約が維持されている（自衛隊はもちろんのこと）第一段階が存在しているのです。そして、その段階で党の政策として掲げられているのは、いま引用した大会決定が明示しているように、憲法九条のじゅうりんを許さない立場から、戦争法（二〇一五年の新安保法制）の発動を阻止したり、自衛隊の海外派兵を許さないこと、軍事費の縮小を進めることなのです。侵略されたら自衛隊を活用することも決まっています。

大会決定を引用することはしませんが、この第一段階を終えようと、安保条約がなくなる第二段階を迎え、その後、第三段階になってようやく自衛隊解消が視野に入ってきます。それも、第三段階で平和外交に努めれば、アジアの平和が安定してくるだろうし、それを背景に九条を完全実施する国民の合意も成熟するだろうから、なんとか自衛隊解消が視野に入ってくるだろうという見通しが語られています。しかも、そういう状況になれば自衛隊はすぐに廃止するというのもなく、「自衛隊解消にむかっつての本格的な措置にとりくむ」のです。

この大会の四年後に開かれた第二三回党大会では、一九六一年に制定され、その後は部分改正されてきた綱領が、全面改正されることとなります。そこで次のような規定が設けられたことは、この問題を「日米安保条約廃

棄前の段階」に始まって三つの段階を経ていくという前回大会の決定を、綱領として確認したものとと言えるでしょう。

「自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる。安保条約廃棄後のアジア情勢の新しい展開を踏まえつつ、国民の合意での憲法第九条の完全実施（自衛隊の解消）に向かっての前進をはかる。」

なぜ、党の基本的な考え方として、まず「安保条約廃棄前の段階」を設定したのか。安保条約の廃棄は第二段階の課題としたのか。そこには、この日本と世界で誰が戦争を起こすのか、それを防ぐには何が必要なのかという大問題について、旧綱領から現綱領への大きな変化がありました。

▽「平和の社会主義を侵略するための安保条約」は成り立たなくなつた

共産党にとって、あるいは共産主義、科学的社会主義の学説にとって、長らくこの問題での回答を与えてきたのは、レーニンの『帝国主義論』でした。レーニンは、自分の目の前で勃発した第一次世界大戦を分析しましたが、その結論は、資本主義が高度に発達して帝国主義となることで、世界のあらゆる地域を植民地として支配しようとしており、そうした帝国主義国同士の間で合戦が戦争の原因となっているというものでした。

第二次世界大戦は、そういうレーニンの理論の枠組みとは異なり、同じ帝国主義であっても、領土を拡張しようとするドイツや日本に対して、領土の不拡大を唱えるアメリカ、イギリスなど連合国が対峙することになります。しかし、社会主義国ソ連が連合国側に加わったことにより、社会主義の誕生が帝国主義に分断をもたらしたと説明できましたし、第二次大戦後の米ソの対決と冷戦の発生を帝国主義による社会主義抹殺の攻撃と描くことにより、『帝国主義論』の理論的枠組みが維持されることとなります。

旧綱領の世界観は、『帝国主義論』をベースとしつつ、アメリカ帝国主義は世界で侵略戦争を行う勢力であり、それに対して平和勢力である社会主義が対抗しているという考え方に彩られていました。そして、社会主義がやがては帝国主義を凌駕していく、世界の平和が達成されるというものでした。次の記述からも明らかでしょう。

「帝国主義の侵略的本質はかわらず、帝国主義のたくらむ戦争の危険はいぜんとして人類をおびやかしている。これにたいして、社会主義陣営は、民族独立を達成した諸国、中立諸国とともに世界人口の半分以上をしめる平和地域を形成し、平和と民族解放と社会進歩の全勢力と提携して、侵略戦争の防止と異なる社会体制をもつ諸国家の平和共存のために断固としてたたかっている。世界的規模では帝国主義勢力にたいする社会主義勢力の優位、戦争勢力にたいする平和勢力の優位がますますあきらかになっている。」

日本が戦後、日米安保条約を結んだのも、アメリカ帝国主義がソ連や中国など社会主義に対抗して世界を支配するためというものでした。そのために日本を「重要拠点」とすることが必要だったので、日米安保体制が発足したというのが、旧綱領の認識でした。

「中国革命の偉大な勝利、世界と日本の平和と民主主義と社会主義の勢力の前進に直面して、アメリカ帝国主義は朝鮮にたいする侵略戦争をおこないながら、日本をかれらの世界支配の重要拠点としてかためるみちをすすんだ。そしてアメリカ帝国主義は、かれらの目的を達するために、あたらしい手段をとった。一九五一年、アメリカ帝国主義と日本の売国的独占資本の共謀によって、ソ連邦や中華人民共和国などをのぞきサンフランシスコ『平和』条約がむすばれ、同時に日米『安全保障』条約が締結された。」

この綱領規定には、朝鮮戦争をアメリカによる侵略と描くなど、現時点から見れば大きな誤りもありました（のちに改定）。しかしこうした旧綱領の世界観は、一九七〇年代までは、大局的に見てかなり通用していたと思います。当時、世界の大問題はアメリカ帝国主義が社会主義をめざすベトナムを侵略していることであり、帝国主義と社会主義の対比を鮮やかに描く世界観が通用していたという側面があるからです。

しかし一方で、ソ連によるチェコスロバキア侵略（六八年）、アフガニスタン侵略（七九年）など当時から社会主義には重大な問題がありました。中国もベトナムを侵略し（七九年）、その口実となったベトナムのカンボジアに対する侵攻と支配は、七九年から八九年まで続くことになりました。

こうした誤りをくり返した結果、一九九一年、ソ連共産党が解散し、ソ連も崩壊することになります。日本共産党はこれを「巨悪」の解体として歓迎しました。

共産党はこれら社会主義国の誤りに対して、現実政治で適切に対応したと思います。誤りを黙って見過ごすこととはなく、厳しい批判を貫きました。

しかし、旧綱領の世界観それ自体は見直しを余儀なくされます。アメリカ帝国主義が平和の社会主義を侵略し世界を支配することを企んでおり、その目的達成のために日本を「重要拠点」とする必要があるため、日米安保条約が存在するという世界観です。これは、ソ連などの社会主義を守ることで平和を保障するという、スターリンの考え方にもとづくものでした。その社会主義がはや平和勢力というものではなく、「巨悪」になったのですから、「社会主義を侵略するための日米安保条約」という捉え方も、そのままでは済まされないのです。

二〇〇四年に全面改定された綱領は、そうした世界観の是正を志向したものであり、次に述べるように、一方ではアメリカ帝国主義の評価についてはかなり踏み込むこととなります。他方、中国を「社会主義をめざす国」として肯定的に評価するなど、大きな問題を抱えるものになりましたが、それも二〇二〇年の第二八回大会における綱領一部改定によって是正されることとなります。

現綱領では、中国を念頭において「大国主義・覇権主義」と位置づけ、「アメリカと他の台頭する大国との覇権争いが激化し、世界と地域に新たな緊張をつくりだしている」と規定しています。大事なことは、「世界と地域に新たな緊張をつくりだしている」要因について、アメリカと他の大国との「覇権争い」としていることです。つまり、アメリカに主要な責任があるかのような描き方はせず、責任の重さに区別をつけていないのです。

こうした世界観の変化のなかで、日米安保条約をどう位置づけていくのか。志位氏が安保条約第五条の発動を肯定的に捉えたこともふまえ、新しい認識が求められていると思います。

▽帝国主義に対する見方が旧綱領と現綱領では根本的に異なる

以上のような綱領の世界観の変化は、ただ社会主義を掲げる国の問題点をふさわしく位置づけ、帝国主義と同一に位置づけたという程度のことではありません。帝国主義そのものの位置づけも、二〇〇四年の綱領改定で大きく変わることになります。

旧綱領のベースになったのがレーニンの『帝国主義論』だったことは紹介しました。この著作は『帝国主義論』というタイトルで通用していますが、正式名称は『資本主義の最高の段階としての帝国主義』です。そのタイトルが示すように、資本主義は発達していったやがて最高の段階としての独占資本主義に達し、そうなるまで帝国主義となつて世界中を植民地として獲得しようとして競争するので、帝国主義同士の戦争は避けることのできないものだという主張が基調となっています。

この著作が書かれた背景にあるのは、第一次大戦が勃発すると、当時の世界の共産主義運動のなかで中心を占めていたドイツ共産党（当時は社会民主党）が、自国の戦争を「祖国擁護」のスローガンで支持するようになったことがあります。レーニンはそれを厳しく批判します。他方、ドイツ共産党のカウツキーは両者の仲介を試み、帝国主義による戦争を批判しつつも、帝国主義戦争は列強の「政策」なので避けることができると主張します。これに対してレーニンは、独占資本主義段階における列強の戦争は、政策ではなく帝国主義となつたことの必然の結果であり、避けることのできないものだと反論するのです。そして、帝国主義の戦争が必然だということは、外交交渉や人民の運動で変えられるようなものではないということであり、戦争を避けるためには帝国主義を打倒するしかないというのが、『帝国主義論』の真骨頂なものでした。

その考え方が、戦後の日本共産党にも受け継がれます。アメリカの直接占領下で、野坂参三などが「占領下の平和革命」を提唱すると、宮本顕治らがそれを強く批判します（かといって暴力革命を主張したのではなくアメリカ帝国主義を追いだすことを主張）。五〇年問題もからんで複雑な経緯を辿りますが、レッドパージなども体験することにより、占領が終了したあとも、アメリカ帝国主義は交渉や話し合いで変えられる相手ではないという認識が確立し、その認識のもとに旧綱領が制定されることとなります（これは「敵の出方論」とも関係しており、本請求書では四で扱われる）。

二〇〇四年の綱領全面改定によって、綱領には「世界の構造変化のもとで、アメリカの行動に、国際問題を外交交渉によって解決するという側面が現われている」という規定が盛り込まれました。その意味について、不破哲三委員長は大会への報告で次のように述べています。これはアメリカ帝国主義に対する認識を根本的に変えたことを意味しています。

「かりに、いまの世界で、『帝国主義』とは、経済が独占資本主義の段階にある国にたいする政治的な呼び名だというだけのことだとしたら、いくら『帝国主義』といっても、その言葉自体が政治的告発の意味を

失い、そう呼ばれたからといって誰も痛みを感じないということになるでしょう。

もうひとつ大事な点は、この問題は平和のためのたかひの目標と展望にかかわってくるということがあります。レーニンの時代には、人民の闘争や情勢の変化によって、独占資本主義の国ぐにに植民地政策を放棄させたり、独占資本主義体制のもとで帝国主義戦争を防止したりすることが可能になるなどとする考え方は、帝国主義の侵略的本性を理解しないものと批判されました。実際に当時は、こんなことは実現不可能な課題だったからであります。

現代は、まさにその点で情勢が大きく変化しました。たとえば改定案は、『民主的改訂』の方針の『国の独立・安全保障・外交の分野で』のところで、八項目の平和外交の方針を提起しています。その大部分は、レーニンの時代だったら、独占資本主義のもとで非帝国主義的な平和政策を夢見るものとして扱われたであろう課題であります。しかし現代では、これらの課題は、国際的な平和・民主運動のなかでも、実現可能な課題として、追求されているのであります。」

いまのアメリカに対してレーニン時代と同じような捉え方をしていたら、日本を「重要拠点」とするアメリカの行動、政策を変えさせるなど「夢物語」だったのです。「しかし現代では、……実現可能な課題」となった。それが現行綱領の考え方なのです。

それならば、第二〇回大会が提起した「日米安保条約廃棄前の段階」において、「実現可能な課題」を提起すべきではないでしょうか。アメリカの行動と政策に変化をもたらすような政策提言を、共産党としても行うべきではないでしょうか。

#### ▽新綱領にもとづく創意的な発展が求められている

志位氏の二〇一五年以来の安保・自衛隊問題での一連の踏み込んだ発言は、そのような新しい綱領の世界観をふまえたものだったのかは、志位氏の心の内を知らない私にはわかりません。そういうものではなく、他の野党との共闘関係を構築しようとして、その場合はどこまで譲歩できるかという問題意識に発した程度のものであったのかもしれない。

ただ、志位氏個人の思惑はどうだったにせよ、党の理論と政策を考え、発展させる仕事を担う党幹部や党職員なら、この問題提起を真剣に受け止めるべきだったと思います。新綱領のもとで安保・自衛隊政策をどう発展させるべきかは、理論政策分野に配置された党員の真価が問われる問題です。

ところが、二〇一五年以降、そのような理論と政策の発展は、「赤旗」であれ「前衛」であれ、まったく登場することがありませんでした。志位氏の問題提起に言及するような論文が掲載されることはあっても、ただただ志位氏の発言をそのままカギ括弧付きで引用して紹介するだけのもので、何かを「発展」させるようなものにはお目にかかったことはありません。志位氏の発言から一言一句たりとも踏み外してはならないというしほりでもあるのかと、余計な邪推をしたほどです。

私が『シン・日本共産党宣言』で提唱した「核抑止抜き専守防衛」とは、志位氏の問題提起を私なりにどう具体化すべきかと考え、提起したものです。私は党が安保・自衛隊問題での三段階論を二〇〇〇年の大会で決めたときも、二〇〇四年の綱領が制定されたときも、この問題を担当する部署にいましたから、それなりの問題意識がありました。私なりに考えて二〇〇五年に提起した自衛隊活用論を志位氏にとがめられ、退職することになった以降も、この問題に関心を持ちつづけ、元防衛官僚の柳澤協二氏を代表とする「自衛隊を活かす会」の事務局長として、さまざまな議論と研究を行ってきましたから、その成果を明らかにしたいという気持もありました。

ところが、本を出したら直後に除名されることになりました。「核抑止抜き専守防衛」は党綱領にも日本国憲法にも反すると批判されます。党の理論と政策を担う幹部は、安保条約廃棄と自衛隊違憲解消だけが党の政策だと言いつ張り、廃止された六一年綱領だけを持ち上げ、二〇〇〇年以降の発展には目をつむっています。

本大会で行われる再審査で私の訴えが認められないならば、党は六一年綱領・規約の時代に先祖返りすることを公式に宣言したのと同じことになるでしょう。安保条約廃棄と自衛隊違憲解消だけが党の政策であり、そこからはいささかも外れてはならないことがオーソライズされるでしょう。二〇一五年以来、野党共闘のために志位氏が模索してきた路線も、二度と復活することはないでしょう。ヒラ党員が党の理論や政策にものを言うことは、将来にわたって許されないことになるでしょう。

私は、そんな党になってほしくありません。代議員のみなさんの良識ある判断に期待します。

### 三、規約を理解せず、踏みにじっているのは、除名した党の側である

次に、私を除名処分にした理由、根拠に関わる問題のうち、規約に関連することを取り上げます。京都南地区委員会の「除名処分通知書」（二月六日付）は、それを（１）（３）（４）として整理していますので、それを順番に取り上げます。まず冒頭で「通知書」の関連部分を全文引用した上で、私の見解を述べていきます。

#### １、言ってもいないこと（＝「異論を許さない党」）を処分の理由にできない

まず、「通知書」にある処分理由の第一番目を、そのまま引用しておきます。共産党はこの間、「赤旗」や党幹部が演説で私を批判する際、私が言ってもいないことを持ちだし、批判の材料にしてみましたし、私の主張の内容を党員に知られないよう、私が刊行した本のタイトルさえ「赤旗」に一度も載せないやり方をとってきました。しかし、批判する相手が何を述べているかを堂々と紹介することは、批判の説得力を磨くために不可欠なことであって、私は「赤旗」や党幹部のやり方をまねるのでなく、「通知書」の全文を引用するものです（なお理由は不明ですが、私に送られてきた「通知書」と「赤旗」等で公表された文書には、微妙ですが重大な違いがあるので、あらかじめ指摘しておきます）。

「（１）あなたは、一月に出版した本のなかなどで、『党首公選制』を実施すべきと主張するとともに、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、『党内に存在する異論を可視化するようになっていない』、『国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる』などのすべてあります。『党首公選制』という主張は、『党内に派閥・分派はつくらない』という民主集中制の組織原則と相容れないものですが、あなたが、この主張と一体に、わが党規約が『異論を許さない』ものであるかのように、事実をまったく歪めて攻撃していることは重大です。』

この文章は何よりも論理的に破綻しています。私が刊行した本（『シン・日本共産党宣言』）を取り上げ、私が書いた言葉を引用しつつ、私が「（党を）攻撃している」と断定しているのですが、断定の根拠とされている言葉はでっち上げで、私の言葉ではないのです。

「通知書」がカギ括弧で引用している言葉のうち、次の二つは私のものです。「党内に存在する異論を可視化するようにしていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」という言葉です。

ここで私が述べているのは、共産党が異論を許さない政党だということではありません。そのまま素直に読めば分かるように、党内に異論が存在するのに、それを「可視化するようになっていない」ということです。異論が存在するのに、それが可視化されていないので、国民から見ると「異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」ということです。

そのことを論証するために必要とされたのは、党内に異論が存在している現実を示すことでした。だから私はこの本のなかで、党内に大きな意見の違いが存在する現実を、私が党本部職員時代に体験したことをもとに描き切るように努めたのです。委員長や議長（私が党に勤めていた当時）の間でさえ、国際問題であれ国内問題であれ、意見の違いがあることを詳細に述べたのです。党中央でも異論の存在があり、議論が闘わされ、それでも決定があればそれに従うという運営がされていることを貴重なことだと考え、それを国民の前に明らかにすることが党の前進にとって大事だと思ったから、私はそれを明らかにしたのです。

そういう現実があるのに、共産党は異論を許さない党であるように見られています。そのことが国民の党への理解を妨げています。それを払拭して党が前進するには、現実存在する異論を党首公選によって闘わせること

によって、国民に近い存在になるべきだというのが、私が書いていることです。

ところが「処分通知書」は、そういう趣旨の私の二つの言葉を引用したあとで、突然、「わが党規約が『異論を許さない』ものであるかのように、事実をまったく歪めて攻撃していることは重大です」と断定するのです。カギ括弧つきで「異論を許さない」と書くことで、前二つと同じように、これが私の本からの引用だと党員に錯覚させたかったのだと思われます。しかし、あとで虚偽だと指摘されると困るので、『異論を許さない』ものであるかのように」として「あるかのように」を加え、「異論を許さない」の部分は引用ではないと言いつけられるようにしたのでしょうか。党員を処分するため、こんな詐術のようなやり方をするとは、いったい誰が思いついたのでしょうか。

ところで、京都南地区委員会の「処分通知書」は、先ほど引用したように、最後の部分で「(私が)事実をまったく歪めて攻撃していることは重大です」と結論づけています。一方、「赤旗」で公表されたものでは(二月七日付)、ここから「まったく」が削除され、「事実をゆがめて」とするに止めています。さすがに党中央の担当者が京都の文書を見れば、事実を歪めているのは党の側であることは明白なので、「まったく」をそのまま残すのは気がとがめたということなのでしょう。

いずれにせよ、私が述べているのは、党内に異論が存在し、それが許されている現実です。私はそれを貴重なことと考え、それを可視化しようと考えました。ところが「処分通知書」は、私が共産党を「異論を許さない」党であると攻撃しているという、私の主張とは正反対のものとして描き出し、それを第一の処分理由としているのです。

私の主張が多少でも「党は異論を許さない」というものなら、批判は甘んじて受けます、しかし、私の主張はそれとは真逆のものであって、そんなことを根拠とした除名は絶対に受け入れられません。なお、この(1)では、私の党首公選論も規約違反とされていますが、その問題は別の箇所でも論じます。

## 2、私はいかなる意味でも「分派」を形成したことはない

「通知書」は、私を除名処分とする規約上の根拠の二番目に、私が「分派」活動を行ったことを挙げています。これも全文を引用しますが、その上で「通知書」は最後の部分で、私が「党内に派閥・分派はつくらない」(第五条四項)という規約に反したとして、除名を通告したのです。

(3) あなたは、『週刊文春』一月二六日号において、わが党に対して『およそ近代政党とは言い難い「個人独裁」的党運営』などとする攻撃を書き連ねた鈴木元氏の本(一月発行)を、『同じ時期に出た方が話題になりますよ』と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた』と出版を急ぐことを働かかけたことを認めています。あなたはわが党の調査に対して、この本の『中身は知っていた』と認めました。この行為は、党攻撃のための分派活動といわなければなりません。」

ここで書かれていることの評価は別にして、事実関係については、私は否定するつもりありません。その点については、(1)に関して、「(共産党は)異論を許さない」と私が述べたかのような事実は存在しないと否定したのとは異なります。

私は、鈴木元氏の本の担当編集者ですから、当然、その「中身は知っていた」と認めました。私の知る限り、出版業界において、担当編集者が中身を知らない本を刊行するなどあり得ません。もしかしたら共産党関係者の本は、出版社に中身を知らせないで、あるいは出版社が中身に反対しても、強引に発売する慣例があるのかもしれませんが、世間一般の出版業界の常識ではそういうことは通用しません。

また私が、鈴木氏の本の刊行時期を私の本とあわせるため、「同じ時期に出た方が話題になりますよ」と述べ、執筆を早めてもらったことも事実です。しかし、すでに1の4で明らかにした通り、似たようなテーマの本を同時期に刊行することは、話題を高めて売上げを伸ばすための出版業界の常識です。私の処分のための調査でそのことを主張し、参加していた京都府の副委員長も「販売促進のためのものだったのですね」と指摘して、他の参

加者の誰も反論せず、それ以上の追及はされなかったのです。それなのになぜ、この問題が処分の理由として挙げられているのか、党大会の再審査の場では、京都の党の釈明を聞かせてください。

それにしても、私と鈴木氏が、販促の観点からそれぞれの本を同時に出したことに対して、なぜ「分派」などというおどろおどろしい言葉で批判がされるのか、まったく理解できません。規約のどこを見て、「分派」の定義は見当たりませんが、京都の党は分派の意味をよく知らないのではないのでしょうか。

言うまでもなく、共産党の規約で分派が禁止されているのは、一〇〇年以上前にコミンテルン（共産主義インターナショナル）日本支部として創立された時点で、コミンテルンの加入条件としてそれが義務化されていたのが出発点です。共産党の五〇年問題は、党中央でさえ規約をふみにじって分派をつくる場合があることを示し、分派を禁止する重要性を浮き彫りにしました。

それ以来、数え切れない党員が除名され、分派の汚名を着せられましたが、自著の刊行時期を他の党員とあわせたことが分派として除名された事例がこれまで一つでもあったのでしょうか。私にはそんな事例は存在しないと思います。なぜかと言えば、分派とはそのようなものではないからです。

五〇年問題のなかで分派として除名されそうになった宮本顕治は、主流派の統制委員会が作成した「分派活動の全貌について」（一九五〇年七月四日）に対して、直後に厳しい反論を書いています（新日本出版社『日本共産党五〇年問題資料集2』所収）。宮本がそこで以下のように分派を定義していることに注目してください。

「増田春雄の家族と私は同一建物に他の数世帯と住んでおり、増田が家族のもとに帰れば、上級機関の同志としての私を訪れてあいさつするのは当然である。顔を出さない方が不自然である。こんなことまで数え上げて私の『分派活動』をデッチあげようとする心事こそむしろ問題である。

私は『分派』の規定についてはレーニンの規定「特殊の政綱をもち、またある程度閉鎖的となり、それ自身の党派的規律をつくろうと努力するグループ」の趣旨をのべたものであり、これはテーゼ草案への意見の中にもその趣旨が明記してある。」

ここで名前の出ている増田春雄というのは、宮本が九州地方委員会に左遷されていた際、同委員会の文化部長を務めていました（元長崎県委員長。五〇年問題当時まで党員だった私の父の指導者だったので、私が大学生になる頃までお世話になった）。その増田が同じアパートに住んでいる宮本にあいさつに来ることさえ、主流派は分派の証拠としていたのでしょうか。とんでもないことですが、今回、出版時期の調整を分派の証拠とすること、それほど変わりがないように思います。

宮本はそれを批判し、分派の定義を三つにわたって行っています。この宮本のイニシアチブで、その後、分派の禁止を盛り込んだ五八年の規約がつけられるのですから、現行規約で禁止されている分派も、その精神を受け継いでいるものと思われまます。

宮本の定義は、一つは「特殊の政綱」を持っているということです。政党は政治方針を定めた綱領のもとに結集するわけですが、その綱領とは異なる綱領を持つグループを指すということです。二つは「ある程度閉鎖的」なものだということです。「特殊の政綱」への支持者を増やすにしても、オープンにやっつてしまえば党への反逆だということが分かってしまうので、閉鎖的であることが求められるのです。そして、「それ自身の党派的規律」があるということです。それなりの規律を持っていないと、党指導部の切り崩しにも対抗することができませんから、これも不可欠な要素でしょう。

では、党規約の分派の定義を類推させる宮本の考え方からして、私の言動は分派に当たるでしょうか。私に言わせれば、宮本の定義（もとになっているのはレーニンの定義）は、私の言動が分派には当たらないことを、明確に証明していると思われまます。

まず「特殊な政綱」というものは、私にも鈴木氏にも存在しませんし、「通知書」もそんなことは指摘していません。もし、二人が書いた本が「政綱」に当たるということなら、それもお門違いです。二つの本に共通する主張は「党首公選」程度であって、ここで詳述することはしませんが、他の問題ではほとんど二人の見解は異なります（微妙な違いも大きな違いもある）。そもそも、鈴木氏の本は、党綱領や規約への批判に充ち満ちていますが、私の本にはそれらを批判した箇所は一つもありません。私は、現在の綱領と規約が正しいと考えるが故に、党首選挙に立候補することを宣言したのであって、それらを批判するはずもないのです。綱領を批判する鈴木氏と、綱領は正しいと主張する私が、同一の「綱領」で結束しているなど、誰が考えてもばかばかしい妄想のよう

なものです。

「ある程度閉鎖的」という宮本の定義も、私と鈴木氏の関係が分派でないことの証明です。「除名処分通知書」は、私が週刊誌に語ったことを唯一の根拠として分派を認定しているのですが、宮本が言うように、分派とは党に隠れて「閉鎖的」に行動するものだからです。私が出版の経緯を週刊誌に対して堂々と宣言したのは、やましい気持がひとかけらもなかったからであり、もし分派の形成を企んでいれば、そんな軽はずみなことはしなかったでしょう。分派ではないのですから、宮本があげた三つ目の「それ自身の党派的規律」も存在しようがありません。

### 3、分派を禁止する規定は旧規約には存在したが現行規約からは外された

分派の問題では、もう一つだけ言っておかねばならないことがあります。先ほど述べたように、共産党は五〇年問題を克服して五八年の第七回大会で規約を制定し、そこで分派を禁止します。さらに二〇〇〇年の第二二回大会では、その規約を全面改定して廃止し、まったく新しい規約を制定します。

その新旧二つの規約を比較してみると、共通して堅持されている内容がある一方、大きな変化があることも事実です。よく知られているものとしては、旧規約の中心概念であった「前衛政党」とか「階級闘争」という用語は、新規約からきれいさっぱりなくなりました。また、旧規約では二箇所が登場する「自己批判」という用語もなくなっており、現在も党内では間違いを犯したとみなされた場合、自己批判を求められる場合がありますが、そのような行為に機関がおよぶことは、少なくとも規約上の根拠を失っています。私が共産党を退職したのも、二〇〇四年に自衛隊活用論を提唱して志位氏から自己批判を迫られたことをきっかけにしていますが、あの時、新規約をよく読み込んで自己批判を拒否していたら、退職することもなく、ひいては現在のように除名されることもなかったのかと思うと、忤怩たるものがあります。

ところで、分派に関する規定について言えば、新規約からなくなったわけではありません。しかし大きく変貌していることは事実であり、しかもその変化は、現行規約でも果たして分派は禁止されているとまで言えるのか、というほど大きなものだと思います。

まず旧規約ですが、分派活動は明確に禁止されていました。第二条の「党員の義務」の冒頭に以下の記述がありました。

「全力をあげて党の統一をまもり、党の団結をかためる。党に敵対する行為や、派閥をつくり、分派活動をおこなうなどの党を破壊する行為はしてはならない。」(一項)

一方、現行規約では、「党員の義務」と「権利」は一つにまとめられ、「党員の権利と義務は、つぎのとおりである」とした第五条で一〇項に整理されています。しかし、どこを見ても「分派」や「派閥」という言葉自体が出てきません。分派の禁止は党員の義務として位置づけられていないのです。

とはいえ、現行規約から分派の規定がなくなったわけではありません。党員の義務の箇所ではなく、民主集中制の原則を五つにわたって説明する第三条で、「党内に派閥・分派はつぐらならない」(四項)と規定されることになりました。

ですから、分派の規定は現規約にも存在しているのです。けれども、いま引用した箇所を見比べてみれば、大きな違いがあることは一目瞭然です。

まず分派をつぐらないことは、すでに指摘したように、現行規約では「党員の義務」ではありません。いま紹介したように、民主集中制の原則の一つとして規定されているだけです。それなのに私に対する「処分通知書」が、最後のところで「あなたの一連の発言および行動は、党規約の『党内に派閥・分派はつぐらならない』(第三条四項)、『党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない』(第五条二項)『党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない』(第五条五項)』という規定を踏みにじる重大な規律違反です」として、「分派はつぐらない」という組織のありようの原則を第五条に規定された党員の義務と列挙することで、組織原則までを党員の義務であるかのように描いて処分を正当化しているのは、重大な問題だと考えます。

もちろん、現規約の「党員の義務」でも、「党に敵対する行為はおこなわない」のですから、分派もそれに含まれると解釈すれば義務だと言えなくはありません。それにしてもそれは解釈次第という問題であって、規約か

ら直接に分派禁止が義務として導かれるものではありません。

さらに、旧規約にある「してはならない」というのは、解説するまでもなく、明確な禁止規定です。「しない」ことを義務（ルール）とするのが「してはならない」であって、禁止規定を破れば義務に違反することになり、処分が正当化されるわけです。

他方、現行規約では党員の義務として明示されているわけではないし、「党に敵対する行為はおこなわない」義務のなかに分派が含まれると解釈する場合であっても、そういう行為は「おこなわない」という規定になっています。これを禁止規定にするには、旧規約にならって「おこなってはならない」としなければいけないのに、「おこなわない」という訓示規定に止めているのです。

旧規約から新規約への以上のような変化が何を意味するのか、党の関連文献を見ても解説されていないようです。しかし、少なくとも文面上の大きな変化はあるのですから、文面は変わっても中身は変わらないというものはなく、意味のある変化だと言えるでしょう。

旧規約のもとでも、出版時期を揃えたことを分派として除名処分した事例がなかったと思われるのに、変化した新規約のもとでなぜそんなことが可能になるのでしょうか。しかも、処分と言えば、軽いものから警告、権利停止、機関罷免、除名と四つに分かれるのに、新規約でいきなり除名処分にすることが正当化されるのでしょうか。私には理解できません。処分の撤回を求めるものです。

なお、似たような主張を含む複数の著者による出版が分派に当たらない証拠として、すでに簡単に紹介したことでありますが、あと一つの事例をつけ加えましょう。不破哲三氏と上田耕一郎氏が一九五七年から五八年にかけて、『戦後革命論争史』（大月書店）を刊行し、大きな評判となりました。これは同時期に行われていた共産党の綱領討議と平行して出版されたものですが、議案となっていた綱領への批判的な内容を含むものでした。しかし、議論されていた綱領草案と異なる内容の本を出したからと言って、二人が分派として批判され、除名されることはありませんでした。それどころか直後に二人は党本部の勤務員として採用され、その後、委員長、副委員長にまで登り詰めたことは周知のことです。私が書いた本の水準程度では、私が党幹部に迎え入れられることはないでしょうが、それにしても二人は幹部に昇格する一方、私に対しては真逆の除名措置がただちにとられたことは、規約の運用上の整合性を欠いていると思います。

ところで、二人が委員長、副委員長になった直後、『前衛』誌で二人が『戦後革命論争史』を出版したことを「分派主義におちいっていた」と自己批判し、大きな話題になりました。この点については、その後、不破氏が二〇〇〇年の規約全面改定を主導し、その種の出版活動が処分の対象とならないように新規約を定めた経緯を含め、この再審査請求書の第Ⅱ部で詳述していますので、ご覧ください。

#### 4、内部で意見をあげるのは義務ではなく権利であり、反しても処分の対象にならない

除名処分の理由とされた規約違反の最後です。私が党内で自分の意見をあげないまま、党外の出版物で自説を展開したという問題です。まず「除名処分通知書」の全文を見てみましょう。

「(4) わが党の調査のなかで、あなたは、あなたの主張を、党内で、中央委員会などに対して一度として主張したことはないことを指摘されて、『それは事実です』と認めました。わが党規約は、中央委員会にいたるどの機関に対しても、自由に意見をのべる権利を保障しています。異論があればそれを保留する権利も保障しています。しかし、あなたは、そうした規約に保障された権利を行使することなく、突然の党規約および党綱領に対する攻撃を開始したのです。」

党規約は、「党員の権利と義務」（第五条）で、「中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる」（六項）としています。この「できる」という言い方は、いま引用した「通知書」が明確に述べているように、党員の「権利」として保障されていることを意味します。そして、私が党首公選論について、「中央委員会などに対して一度として主張したことはない」のも明白な事実です。

しかし、権利を行使しないことを規約違反とすることは、権利と義務に関する基本的な法理に反するものです。その点を論証します。

その前に、「通知書」には誤解を招きかねない記述があるので、一言だけ述べておきます。「通知書」は前段で、私が「党内で、中央委員会などに対して一度として主張したことはない」と書いていますが、これは後段にあるように、「中央委員会にいたるとどの機関に対しても」が正確な表現です。前段にある「党内で」という概念が、「党支部」も含まれると解釈されると、事実が異なることとなります。私が属していた職場支部は、「民主的な討議を尽くす」という民主集中制の原則が貫かれていた支部であって、会議でも党の路線や政策への批判は飛び交います。党首公選を主張する私よりも過激な黨員も少なからずおり、選挙で負ければ党首即時退陣論も噴出します。私が党首公選論を主張しなかったのは、あくまで中央から地区に至る機関に対してだけなのです。

さて、では機関に対して意見をあげなかったのが、規約違反に該当するのか。ましてや、除名という最高の処分値する行為なのか。その問題です。

先ほど、「処分通知書」で、私が権利を行使しなかったとされていることを紹介しました。これは「通知書」だけではなく、この問題を論じた党幹部の論文などにも共通しています。例えば志位委員長も、除名直後の記者会見で次のように述べています（「赤旗」二月一〇日付）。

「かりに意見があれば、党規約というルールに基づいて、それを表明すべきでした。そういう権利は党規約に保障されております。……しかし、そうではなくて、黨員でありながら、ルールを破ったわけですから、……一定の対処をするのは、これは当たり前のことになります。」

結論から述べますが、「通知書」にせよ志位発言にせよ、権利と義務の概念の違いを考慮に入れていないことが問題です。権利と義務はまったく異なる概念です。そして、義務を果たさないことは一般社会でも制裁の対象となりますが（党内では処分の対象となる）、権利を行使しないことによって制裁されるのはあり得ないということです。以下、その点を説明しましょう。

まず、義務と権利とは何かを見てみましょう。いずれも『大辞林』からの引用です。

#### 〔義務〕

① 人が人として、あるいは立場上、身分上当然しなければならないこと。責務。

② 『哲・倫』 道徳的な必然性をもつ原理によって人が課せられる、ある行為をなすべし、またはなすべからずとする強制・拘束。

③ 『法』 規範によって命令ないし禁止されたこと。あることをせよとする作為義務と、してはならないとする不作為義務がある。

#### 〔権利〕

⑦ ある利益を主張し、これを享受することのできる資格。社会的・道徳的正当性に裏づけられ、法律によって一定の主体、特に人に賦与される資格。法的正当性。「生きる―」「―をおかす」

① 何らかの原理や存在によって一定の主体に賦与される、ある行為をなし、またはなさぬことができる能力・資格。」

一方の「義務」とは、「当然しなければならないこと」「強制・拘束」なのです。そして法的には「禁止されたこと」を意味します。一般社会においても、法律上の義務は強制されるものであって、刑法上の義務に違反した場合は刑罰がくだされます。それと同様に、共産党の規約の場合も、義務に反したら処分されることになるわけです。

他方の「権利」とは、「人に賦与される資格。法的正当性」だとされています。党規約に則していること、党機関に対して意見をあげる「資格。法的正当性」が黨員に与えられているということです。同時に大事なことは、この辞書で示されているように、その権利は「ある行為をなし、またはなさぬことができる」というものだという事です。つまり権利とは、義務と異なり、行使することも行使しないことも自由にできるものだ、ということに特徴があるのです。

国際法のことを考えても、例えば「自衛権」という権利は、どの国家も有している権利だと考えられています。しかし、権利なのですから、みずから権利を放棄したり、制限したりするのは国家の自由です。日本国憲法九条が自衛権に制約を加えていることを指摘すれば十分でしょう。

けれども、国際法上の義務を国家が放棄することはできません。例えば国際刑事裁判所規程で「ジェノサイド」

を裁くことが国家の義務になりましたが、この罪を問われた国家が、権利を放棄できる法理をもってきて義務も放棄すると主張しても、それを国際社会が認めることはあり得ません。国際刑事裁判所もそれを無視して訴追するでしょう。

共産党の規約の場合も同様です。規約上の義務は等しく黨員すべてに課されるものですから、規約で禁止されたことに反することをしたら、その黨員が処分されるのは当然です。しかし、権利は行使するのもしないのも自由なのですから、行使しないことをもって規約違反に問うことはできないのです。ましてや処分の対象になることはあり得ません。権利を行使しなかったから規約違反で処分だ、という「処分通知書」や志位氏の論理は、規約をまったく理解していないものなのです。この点からも、今回の除名処分は撤回されなければなりません。

もしかししたら、規約の解釈の権限は党中央にあるのだから（その問題点はあとで指摘します）、「権利と義務」についても、辞書や法律を含む一般社会の常識は通用しないということなのでしょうか。一般社会では「義務」に当たるものも、党規約では「権利」と表現しているような解釈をとっているような場合です。それならば、党中央とは違った解釈をして入党する人を生まないためにも、党は一般社会では通用しない解釈を採用していることを、どこか明文で提示しておかないといけません。

## 5、党の内部問題と党外での意見発表、党首公選の問題をめぐって

「通知書」などが私の行為を規約違反だとしたのは、第五条「黨員の権利と義務」のうち、「中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる」（六項）という黨員の権利のところではなく、義務にかかわる箇所も含まれます。例えば、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」（五項）、「党の内部問題は、内部で解決する」（八項）などです。これらが根拠となるなら、たしかに「義務」を定めた条項とみなすことができますし、それに反する行為を私が行ったなら、規約違反を問われることはあり得るでしょう。

しかし、規約のこの条項の内容も、旧規約と比べて見ると、大きく変貌していることが分かります。一方の旧規約では、「黨員の義務」のところで、次のように規定されていました。

「党の内部問題は、党内で解決し、党外にもちだしてはならない。」

他方、現行規約は、「党の内部問題は、内部で解決する」となっています。旧規約の「党外にもちだしてはならない」という禁止規定がまるごと削除されているのです。もはや（内部問題を）党外にもちだしてはならない」という禁止規定は通用していませんのであって、この変化の意味をよく考えなければなりません。

しかも党首の選出方法は、共産党を除く政党が黨員参加の選挙で社会の耳目を集めるもとで重大な政治社会問題となっており、内部問題という要素があるとしても、黨員の意思表示を制約するほどのものではないと考えます。ましてや、旧規約の「党外にもちだしてはならない」規定が削除されているのですから、党首公選という私の見解を党外出版物で論じることが規約違反に当たるとは思いません。

一方、私の行為は、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」という観点からはどう捉えるべきでしょうか。二つの点から、やはり私を処分する根拠にはなりません。

一つは、この規定も、「もちだしてはならない」という禁止規定ではなく、「しない」という訓示規定に変わっていることです。禁止規定を維持するなら、「してはならない」とするべきだったでしょう。

もう一つは、「もちだしてはならない」問題が、旧規約では「内部問題」一般だったのに、現行規約では「党の決定に反する意見」だけに限定されたことです。もし党首公選は間違いだということが「党の決定」になっていたら、私は「決定に反する意見を、勝手に発表」したとして、規約違反に問われても仕方ないでしょう。けれども、私が党首公選を主張して以降、それを否定する山のような論文が「赤旗」にあらわれ、中央委員会総会でも確認されましたが、それ以前すなわち私が主張を最初にした時点では、いかなる意味でも決定にはなっていないませんでした。党綱領や規約に書かれているわけでもないし、大会や中央委員会の決定にもなっていない。私が『シン・日本共産党宣言』を刊行する半年ほど前（二二年八月二四日）、「赤旗」に「日本社会の根本的変革をめざす革命政党にふさわしい幹部政策とは何か」という論文が掲載され（日本共産党中央委員会党建設委員会）

「革命政党」だから党員が党首選挙で投票するやり方はとらないと「解明」しましたが、「革命政党」だから党員の党首選挙の参加はできないという、意味不明の内容でした。しかも、この論文はその後、中央委員会総会でオーソライズされてもいませんので、党首公選否定論は当時、いかなる意味でも「決定」ではありませんでした。もしこれを「決定」とみなし、私が決定に違反する内容の本を出したことが規約違反だというなら、民主集中制が第一要件として求める「党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で決める」（規約第三条一項）という原則を踏み外したものであり、民主集中制と党規約に違反しているのは党の側だと言わなければなりません。

私の行為は、この点から見ても、規約違反に当たりません。ただちに撤回してください。

なお関連して、党首公選の是非について、一言だけふれておきます。「処分通知書」が「『党首公選制』という主張は、『党内に派閥・分派はつくらない』という民主集中制の組織原則と相容れないものです」と述べている問題です。

私が党首公選を主張するまで、この問題についてほとんど検討もしたことがなかった共産党は、その後突如として、これを否定する山のような論文を出すようになりました。検討したこともない問題だけに、主張の根拠も十分に示されておらず、論理も練られたものではありません。

先ほど「分派」を論じたところで述べたように、分派をつくらないことは、確かに民主集中制の大事な原則です。私が提唱しているのも、党首公選の実施が分派の形成につながるようなことがあれば、党内に存在する異論を議論するのは公選期間中に止め、通常の時期には拡大しないことです。

ただ、路線上、政策上の重大な意見の違いが集団的なまとまりとして形成されることは、複数の立候補者を認める以上、あらゆる選挙の場合において起こり得ることです。党首の選出方法が現行方式か公選かには関係がありません。大会で選出された中央委員会が党首を選ぶ場合でも、中央委員は立候補することが制度上可能であり、立候補すれば自分の路線、政策への支持を他の中央委員に求めることとなります。党首公選の場合は、訴える相手が全党員に広がるというだけの違いです。それなのに、選出母体が中央委員の場合は「分派」はつくられず、党員の場合は「分派」になるというのでは、党員への信頼を欠くものではないでしょうか。

五〇年問題で分裂したことを党首公選を否定する根拠にする人もいますが、党首公選を一度も実施したわけでもないのに、根拠にはなり得ないでしょう。それよりも五〇年問題の教訓で大事なことは、第一に党中央でさえ重大な誤りを犯す場合があるということであって、現在の党中央もそうした自覚をもって活動することが欠かさないことです。第二に、そうした誤りを克服するため、当時は綱領路線を決めるために特別の討論誌までつくって全党員に寄稿を呼びかけるとともに、前述した通り、不破哲三氏や上田耕一郎氏などが党外でも綱領路線を論じるなど、活発な議論が行われたことです。どんなに「一三〇%の党づくり」を呼びかけても目標が達成できないどころか、どんな党勢が後退していく党の現状を見ると、現在の党にもそれくらいの規模の討論が求められていると思います。

すでに引用しましたが、規約で定められた民主集中制の第一の原則は、「党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で決める」ということです。「多数決で決める」ということは、党内には常に主流派の意見と少数派の意見があることを前提としているのです。そういう異なった意見を闘わせる機会として、党首公選は絶好の機会になるし、規約の精神に合致しているのではないのでしょうか。

## 6、規約にもとづく処分をしながら関連用語の定義を示さないのは許されない

私の除名処分が規約にある「分派はつくらない」（第三条）とか、「内部問題」なのに「（異論を）勝手に発表した」（第五条）などを根拠に行われたことを、これまで紹介してきました。「処分通知書」では、京都南地区委員会によって、これらの用語が自由自在に使われています。

しかし、「内部問題」というあいまいな用語にせよ、「分派」というおどろおどろしい用語にせよ、それが何を意味するのか規約には書かれていません。その種の党公認の解説書を見たこともありません。だから私も、この審査請求書では、「分派」については規約の創始者とも言える宮本顕治のものを援用せざるを得ませんでした。

けれども、宮本の定義で私の行為を判断すると、私はどういう意味でも分派を形成したことはありません。ですから、処分を決定した地区委員会もそれを承認した府委員会もそれを支持している中央委員会も、宮本とは異なる定義をしているはずなのです。

現在の党中央が、処分に関する規約の関連用語をどう定義、解釈しているのかが分らないと、私の行為が処分に値するのかわりかどうかも判断できません。私が党大会での実施を求めている再審査にあたって、私の訴えが正当かどうか、大会代議員が判断することもできません。

そこで私は、今年四月二五日、個人情報保護法にもとづき、党中央委員会に対して「保有個人情報の開示請求書」を送り、私の除名に関連する個人情報の資料の提供を求めました。これは、二〇〇三年に成立した個人情報保護法にもとづくものです。

この法律は、個人情報保有している事業者に対してその情報の保護を求めるものですが、同時に個人情報の開示を本人が事業者に請求できること（第三三条一項）、事業者はその際、「遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない」こと（同二項）を規定しています。この法律は一方では、報道機関や政治団体等に対しては、これらの義務を適用除外としています（第五七条一項）が、他方、法の適用除外団体であっても、「個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならぬ」（第五七条三項）と定めており、この規定をふまえ日本共産党もウェブサイトで公表しているプライバシーポリシーにおいて、「個人情報保護に関する国内法令・規則を遵守します」と定めています。つまり、共産党には、実質的には保有個人情報の開示義務があるということです。

私が開示を求めた個人情報四つにわたります。一つは、除名を決定した京都南地区党、承認した京都府党から受け取った「処分報告項目例」（党中央規律委員会が処分を決定した党組織に提出を求めるもので、「処分の内容」「処分の理由（規律違反の事実と経過）」「適用した規約条項」「意見表明（弁明）の機会」などが含まれる）などの「全資料」。二つは、「党員の処分に関する規約の運用マニュアル（私に対する処分について、いかなる理由にもとづいてどのような処分基準の運用によって除名処分が選択されたのかが分かる資料）」。三つは、「派閥・分派」「内部問題」「特別な事情のもとでは」など、処分の根拠とされた規約の用語の定義、解釈が分かる資料。四つは、「被除名者による『再審査の求め』に関する手続が分かる資料」。以上です。

その後も現在まで、何回か党中央とやり取りを重ねましたが、ほとんどがゼロ回答でした。回答があったと言えるのは、四つ目の問題だけで、「除名に関しての再審査については、被除名者がいかなる書式で提出しようと再審査の対象になることは申し添えておきます」（以下、とくに明示しない限り、五月一五日付の党書記局の回答）だけです。私が再審査請求書を書いているのは、この回答に根拠があります。

一つ目の問題の回答は、「党規律委員会が受け取った『処分報告項目例』などの関連資料の内、あなたの個人情報に関わる部分はすでに『しんぶん赤旗』などで発表されているもので、それ以外に個人情報に該当するものは保有していません」というものでした。私の除名に関する「処分報告項目例」を受け取ったことは認めているのです。ところがそれを含め、私に関する情報は「赤旗」に出ているし、それ以外の情報は保有していないと主張しています。しかし、例えば「処分報告項目例」に書かれるべき「意見表明（弁明）の機会」について、この再審査請求書の一の3で詳しく述べたように、私と党中央（党中央規律委員会の三月一五日付の返事）の間には、大きな認識の違いがあります。それならば、党中央の見解が正しいことを証明するためにも、京都から受け取った文書をそのまま開示すべきではないでしょうか。それとも開示すると困ることが書かれているのでしょうか。

二つ目の問題の回答は、「『規約の』運用マニュアル」なるものについては、個人情報に該当していないので、その有無をふくめて回答の必要はないものと考えます」というものです。三つ目については、「用語の定義であり、個人情報には該当しません」でした。

これらは驚くべき回答だと言わなければなりません。「除名」などの用語がどう定義されるかも含め規約がどう運用されているかは、一般的な普適的な性格を有するものではありませんが、私を除名した根拠を示すものでもあり、「個人情報に該当していない」どころか、個人情報に密接不可分なものであって、個人情報とすべきものです。この種の情報の開示請求を拒否するようなことを許していたら、「分派」や「内部問題」など処分にかかわる情報は、いつまで経っても闇の中にしか存在しないこととなります。党員を処分するかどうかは、問題が起きた時、党中

央だけが闇の中から解釈を引き出し、それを適用するのだということになります。そうなってしまつと、規約の解釈を維持するのも必要に応じて変更するのも、すべて党中央の自由だということになります。闇の中にあるのですから、党員は、自分を処分した規約の解釈が、これまでの解釈と同じなのか新たな解釈なのかさえ分かりません。それは党員にとっては、今回の私の問題が象徴するように、事前には何が除名に値するか明示されないまま、党員がある行為に及んだあとで初めて、「これは除名に値する行為だ」という判断を党中央が下せることを意味します。

規約の「運用マニユアル」についての「有無をふくめて回答の必要はない」という答えも噴飯物です。まず、除名も含めて処分がされる現場では、規約の用語や考え方について、処分される人と処分する機関との間で争いが起きる場合があります。その際、処分された当事者から私が聞きたいいくつかの実例を紹介すると、「そういう解釈はおかしい」と主張した場合、機関の側が「いや、党中央に問い合わせたらこれが有権解釈になっているということだ」として、関連文面を読み上げることがあるそうです。つまり、名称は不明ですが中央には「運用マニユアル」のようなものがあるのです。実際、そういうものがなければ、何を分派として処分するかは、四七都道府県の約三〇〇の地区委員会が勝手に判断できることになってしまいます。存在して当然の文書なのですから、隠し立てしないで提出すべきです。

さらに、「有無をふくめて回答の必要はない」という考え方は、法律の世界では「存否応諾拒否」として知られますが、特別の場合にしか許されない対応です。例えば現在、公文書改竄問題でうつ病を発症して命を絶つた赤木俊夫さんの妻・雅子さんが、「改ざんをめぐる捜査のために財務省と近財が東京地検と大阪地検に任意提出した行政文書」の開示を請求し、拒否されたので裁判に訴えています。が、「存否応諾拒否」は財務省などが開示請求を拒否した理屈と同じです。雅子さんはこれを不服として、不開示処分の取り消しを求めて裁判を行っています。が、この裁判の弁護団の坂本団さんが「赤旗」（八月三日）に登場し、「今回の訴訟の焦点は、森友学園問題に絡んで検察に任意提出された資料について、国が『存否応答拒否』できるかどうか、です。私たちはできないと主張しています」と述べています。

その理由として坂本さんがあげているのは、情報公開法で認められている「存否応諾拒否」は、個人の病歴など『不開示情報だから不開示』と通知すると、その情報が『ある』ことが分かってしまふ『不存在』と通知する『ない』ことが分かってしまい、個人の病歴の一部が明らかになる』ような例に限られるそうです。こんな対応をしていると、そのうち、「赤旗」から批判されてしまうことだってあり得ます。党規約の運用に関するマニユアルは、その存否が明らかにされると、誰に不利益となり、何が都合なのでしょうか。合理的な説明をお願いします。

なお、共産党の京都府委員会と京都南地区委員会に対しても、私の除名を決定、承認した会議録の情報開示を求めました。それに対する返事（五月一九日）は党中央のものと同様に、個人情報はずで「赤旗」や京都府委員会のホームページに公開されているというものでした。党中央と同じ返事をしておけば問題ないという考えが生みだした対応なのでしょうが、私が請求したのは会議録という京都に特有なものなので、少しは思考を働かせるべきだったでしょう。その結果、党にとって重大な問題を生み出しています。

確かに、私の除名理由などはすでに公開されています。しかし、除名の決定に際しては、かならず出席者による採決が必要であり、私が開示を求めた会議録には採決結果なども記載されているはずなのに、そのような情報はこれまで「赤旗」等に公開されたことはありません。ですから、すでに公開されているという理由で、会議録を不開示とすることはできないのです。それとも、京都府委員会と南地区委員会による「（公開したもの）以外に個人情報に該当するものはありません」という返事は、私の処分を提案したが採決を行わなかったため、採決結果に関連する記録が存在していないということなのでしょう。会議録が存在していれば、出席者の賛否の意見も記録されているはずですが、そのような意見も述べさせなかったため、「個人情報に該当するものはありません」ということなのでしょう。

そうだとしたら重大問題です。「除名は、党の最高の処分であり、もつとも慎重におこなわなくてはならない」規約第五四条 なのですから、今回の私に対する処分は明白に規約を踏みにじっています。ただちに撤回すべきです。

#### 四、復党して党首公選が実施されたら、立候補して訴えたい問題

私の除名が不当であることの主張は以上です。ただ、私は党首公選を求め、選挙が実現したら立候補することを宣言して本を刊行した経過がありますので、代議員のみなさんには私が党首になったら何をすることも述べておきたいと思います。その点も、除名撤回を求める私の訴えの可否を判断する材料にしてください。

##### 1、現綱領と現規約を党活動に素直に反映させる党改革を

これまで述べてきたことから明らかなように、私は現在の綱領と規約を全面的に支持していますので、党首になったらやりたいことの筆頭にあるのも、綱領と規約を党活動に全面的に生かすことです。といっても、代議員のみなさんは現在の党活動に綱領と規約が具体化されていると思っておられるでしょうから、私の訴えはイメージしにくいかもしれません。そこでいくつか具体的に述べておきたいと考えます。

##### ▽綱領では第一段階と第二・第三段階の関係を整理すればいい

綱領に関することでは、経済や社会保障の政策をどうするのかとか、人権や民主主義の分野ではどんな打ちだしが必要だろうかとか、いろいろ考えるべきことがあります。しかしそれらは難しくありません。旧綱領以来、この種の問題では、社会主義の実現を当面の目標とするのではなく、資本主義の枠内で政策を打ち出すことが決まっており、何十年も積み重ねてきた経験と実績があります。国民各層がどんな願いを持ちどんな運動をしているのか、それが国民全体の支持と共感を得られるものなのかをふまえてしっかりと議論していけば、豊かな政策を提示していけるでしょう。その上で、次の「赤旗」改革の箇所を論じるように、「赤旗」のネット化を適切に進めることによって、「赤旗」を中心とした活動と国民の要求を実現する活動とを結合し、相乗的に前進させることができます。

大きな改革が必要なのは、やはり安全保障にかんする政策、活動をどうするかということです。何十年の間、安保条約即時廃棄と自衛隊違憲解消の立場をふまえ、それに沿った政策が提示され、現場の党活動もその種のものに限定されてきました。安保と自衛隊をなくす三段階論が決まって自衛隊活用論も採用され、現在の党綱領が制定されて以降も、第三段階の政策がそのまま第一段階に持ち込まれてきたといえます。

しかし、そういう現状を生みだした主要な責任は、現場ではなく党中央にあります。例えば、二〇一一年の東日本大震災では陸上自衛隊が大規模に災害出動しましたが、ある県党組織は、侵略と大規模災害の際には自衛隊を活用するという大会決定にもとづき、東北での活動を終えて帰ってきた部隊をねぎらうため駐屯地を訪問したなどの希望を書記局に伝えたところ、ただちに却下されたと聞いています。そのようなことがくり返された結果、「赤旗」の記事を見ても、現場の党活動を見ても、共産党の主張と活動のすべてが自衛隊に反対するものになっており（そうでないのは、これまで紹介してきた志位氏の発言が盛り込まれた演説記事のみです）、何万字もの演説のうちの数行にすぎませんので、気づかない黨員も多いでしょう）、自衛隊の現状を肯定する大多数の国民世論との乖離がどんどん広がる結果となっています。

改革の仕方は簡単です。経済社会のあり方についても、理想としての社会主義を大いに論じながら、当面の政策は社会主義とは対局にある資本主義の枠内のもを打ち出しているのですから、それと同じことをやればいいのです。第一段階では、侵略と大規模災害の際の自衛隊活用、侵略の際の安保条約第五条の発動を支持しているのですから、その範囲での自衛隊と在日米軍の活動は肯定的に描くのです。海外派兵など、政策に反することに反対すればいいのです。同時に、その第一段階にあっても、次の第二段階で日米安保条約を解消することの意味、第三段階で自衛隊解消に向かう大切さについては、ちゅうちょせずキャンペーンを張ればいいのです。

慣れないことから、多少のぎくしゃくがあるのは避けられないでしょう。しかし、沖縄選出の自民党議員の国会質問を注意深く聞けば分かることですが、安保条約を堅持する自民党にあっても、安保条約のもとに置かれていた沖縄の苦痛を告発することの鋭さにかけては胸を打たれるものがあります。大きな痛みを感じながら安保条約を容認しているのに、なぜその痛みを政府や米軍は分かってくれないのかという、心からの叫びを感じ取

ることができます。沖縄では、自民党議員といえども、安保条約下で苦しむ県民の声を受け止めることなしに支持を獲得することはできませんから、安保の容認と問題点の告発が、自民党なりに同居しているのです。第二段階で安保条約の廃棄を実現することを明確にしている共産党ならば、第一段階で安保の容認と告発を同時に行うことは、自民党より簡単なはず。第三段階で自衛隊解消に向かうこととの関係も同じです。

党中央がそういう立場で活動できるなら、現場の党活動もおのずから変化していくでしょう。それができれば、理想を理想として堅持しつつ、国民多数と結びつく党活動を推進していけるに違いありません。

▽第一段階にふさわしい政策と党活動は「一三〇%の党づくり」に欠かせない

共産党は現在、「一三〇%の党づくり」に全力をあげています。それを成功させるためにも、第三段階に至る理想を堅持しつつ、当面の政策としては第一段階にふさわしいものを掲げ、対象者に働きかけることが大事だと思います。理由は簡単で、安保条約の即時廃棄や自衛隊の解消を基本政策や綱領上の当面の課題とすれば、国民多数は入党の対象者から外れてしまうからです。

内閣府は何十年もの間、「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」を行い、公表してきました。最新のものは、二〇二二年一月に実施され、二三年三月に公表されています。

この調査のなかでは、「日米安全保障条約と自衛隊の防衛はどうかあるべきだと思いませんか」という問いがあります。それに対する答えを見ると、「日米安全保障条約をやめて、自衛隊も縮小または廃止するべきである」は一・六%に止まっています。共産党は安保・自衛隊の解消について三段階論をとり、安保を廃止するのは第二段階、自衛隊も廃止するのは第三段階ですが、最後の第三段階まで含めてこれに賛成する国民は一・六%に過ぎないということです。「日米安全保障条約をやめて、自衛隊だけで日本の安全を守るべきである」は、第二段階までなら賛成するという人であることを意味しますが、それも五・六%に止まっています。

つまり、共産党が三段階論を採用し、第一段階では安保も自衛隊も維持すると表明していることは、国民世論に合致した考え方なのです。ところが現在の共産党は、安保と自衛隊を維持することを前提とした政策を打ち出すことなく、第一段階においても基本政策は安保廃棄と自衛隊違憲解消だと言い続けています。共産党が国民に働きかければ、少しでも現状の国民世論が変わることが見込めるなら、いまの路線で進むこともあり得るでしょう。しかし、この世論調査の結果を見ると、それも無理だと分かります。

世論調査では、「あなたは、自衛隊の規模をどのようににした方がよいと思いませんか」の問いも発せられています。これに対して「増強した方がよい」が四一・五%、「今の程度でよい」が五三・〇%、「縮小した方がよい」が三・六%です。同じ調査が一九九一年にも行われましたが、当事、「縮小した方がよい」は二〇%ありました。それがどんどん減って、三・六%にまで落ち込んだのです。しかもこの間、「九条の会」が結成されて世論を盛り上げたのにこういう結果になっているのですから、この傾向を逆転させることは容易ではありません。これは国民世論が間違っているということではありません。やはり、この再審査請求書で主張してきたように、日本を取り巻く情勢が旧綱領当時とは大きく様変わりした現実があり、その現実が国民意識に投影していることのアラわれなのです。

一方、同じ世論調査を見ると、自衛隊の海外での活動の今後についての問いでは、「これまで以上に積極的に取り組むべきである」は二〇・〇%に止まっています。「現状の取り組みを維持すべきである」が六八・一%、「これまでの取り組みから縮小すべきである」七・五%、「取り組みむべきでない」一・四%です。党綱領は当面の第一段階において、「自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる」としていますから、国民の意識から大きく乖離しているわけではありません。

また、「あなたは、自衛隊にどのような役割を期待しますか」の問いへの答えも（複数回答）、党が第一階段を設けたことの意味を浮き彫りにしています。答えを見ると、「災害派遣」が八八・三%と多いのはこれまでの調査と同じですが、「周辺海空域における安全確保、島々に対する攻撃への対応など国の安全の確保」も七八・三%、「住民の避難など、日本が武力攻撃を受けた時の国民の保護」が七七・七%となっています。他方、「宇宙空間やサイバー空間などの安定利用への貢献」は一七・二%に過ぎません。

これらの世論調査から分かることは、侵略と大規模災害の際には自衛隊を活用するけれど（安保条約第五条も発動する）、海外派兵立法はしないという党の方針は、国民の気持に合致するものだということです。それなの

に、入党の働きかけの際には、「安保即時廃棄と自衛隊解消」が基本政策で綱領の考え方だと単純化してしまえば、いつまで経っても「一三〇%の党づくり」は軌道に乗らないでしょう。ましてや、第一段階では安保と自衛隊を堅持しようとする主張は綱領違反とされ、それを訴えた党員は除名される現状を放置しては、党はいつまで経っても国民の〇%程度を相手に活動する党のままです。社会主義・共産主義の実現は理想として語りつつ、資本主義の枠内での政策を基本政策として打ち出しているように、自衛隊解消に至る理想は堅持して安保廃棄も含めてその意義を明らかにしつつ、当面の基本政策は安保と自衛隊を前提としたものにする、私流にいえば「核抑止抜き専守防衛」を基本政策にすることが、党の前進にとっては大事だと考えます。

#### ▽民主集中制は規約通りに運用する——異論を尊重する党運営

規約に関して言えば、改革すべき事項は山積しています。二〇〇〇年に新しい規約ができたのに、実際には一九五八年の規約がまかり通っているような事態があちこちに見られ、党の活力を削いでいるからです。とはいえ、改革すること自体は、そう難しくありません。目の前には新規約が存在しているので、規約に書いてもいないことを「これが規約の精神だ」と押し付けるのではなく、規約に書かれた通りの党運営をすればいいだけだからです。

例えば、民主集中制について、古い規約は「党の上に個人をおいてはならない」など、個人の人權と矛盾する条項がありました。そういう考え方は一掃されました。現行規約で民主集中制と言われているのは、以下の五つだけです。

(一) 党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で決める。

(二) 決定されたことは、みんなでその実行にあたる。行動の統一は、国民にたいする公党としての責任である。

(三) すべての指導機関は、選挙によってつくられる。

(四) 党内に派閥・分派はつくらない。

(五) 意見がちがうことによつて、組織的な排除をおこなってはならない。

民主集中制がここに書かれている通りのものであれば、それをどう解釈するかという問題を脇に置いてみると、私には当然のことだと思われまふ。ところが現在、ここに書かれてもいないことが、あたかも民主集中制の大事な原則であるかのように運用されている面があります。

代表的なもので言うと、党員同士が支部を超えて連絡を取り、意見を交換することが禁止されていることです。そのような考え方がまかり通っているのは、四つ目で派閥・分派が禁止されていることが根拠になっていると思われまふ。しかし、規約で禁止されている派閥・分派とは、現状ではどこにも明示されていませんが、すでに述べてきたように、党の綱領とは異なる「特定の政綱」を持つグループのことです。その種のグループが形成されることを恐れるあまり、党員同士が連絡を取り合うことを禁止してしまつては、党員の活発な議論そのものを抑え込むことになりまふ。

誰もが日常の経験から感じるのですが、経験や考え方の異なる人との議論があつてこそ、政策や方針は発展します。何年何十年と同じ支部に属する党員だけと議論するのでは、議論の効果は発揮されまふ。党の政策や方針を豊かに発展させるためにも、所属する支部を超えて議論することを原則とし、それが綱領に反対する政綱づくりに発展するような場合にだけ例外的に禁止することにすべきです。

党内の少数意見を尊重するシステムも構築すべきです。民主集中制の五つの原則の冒頭に「党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で決める」とあるのは、きわめて重要です。「最終的には多数決で決める」ということは、党内には少数意見が存在して当然であることが前提とされています。少数意見の尊重は、民主主義の基本ですから、それにふさわしい党運営を行わなければなりません。

すぐに思いつくのは、党の会議のあり方です。方針を提起したら、疑問点や異なる意見がないかを、まず参加者にていねいに問いかけるべきでしょう。その上で、異なる意見が出てくれば、その意見に根拠がないかを議論するので。意見が出ついたら採決することになり、異なる意見を出した人も、多数意見に従うことになりまふ（提起した方針が覆れば、当初の少数意見が多数意見に変わる）。

少数意見の存在が民主集中制の前提になっていることは、少数意見が常に尊重されるべきことと一体です。例

えば、機関の役員も同じ意見の人だけで構成するのではなく、少数意見の人も含まれるようにしたり、支部から上級の党会議に代表を出す場合も、少数意見の人が参加できるように、最大限の配慮をすべきです。国民との関係でも、各種の問題で党の政策は多数決で決定したものが、少数意見として別の政策を提示する人もいることは、堂々と明らかにしたほうがいいと思います。それが国民に近い党になるうえで不可欠です。

現在の党運営は、いま提起したものと異なっています。しかし、規約のどこを見ても、提起したものを禁止するような条項はないのですから、規約の精神に反するものではありません。それどころか、中総でも強調された「循環型・双方向」の党運営であり、規約の精神に合致したものだと思います。

▽規約の解釈権は党員にも機関にも存在すると明確にし、異なった場合の運用をルール化する

規約は抽象的な文言である場合も少なくないため、党員同士の間でも党員と機関の間でも、解釈が異なる場合が出てきます。これまで書いてきたことを例にとると、「分派」が何を意味するかは規約に書かれておらず、その解説書も見当たりませんので、争いのタネになります。

そういう場合、これまでは機関の側が解釈を示すと、党員はそれに従わざるを得ない状態が続いてきました。規約の解釈権は機関にあり、党員にはないかのような運用がされてきました。しかし、規約のどの条項を見ても、規約の解釈権がどこにあるかを書いた箇所はありません。わずかに付則の第五六条で、「中央委員会は、この規約に決められていない問題については、規約の精神にもとづいて、処理することができる」とあるだけです。けれども、地区や県の機関がそういうことができるとは書いていませんし、五六条にもとづく中央委員会の権限も、規約の解釈にまで及ぶのかは明示されていません。

それならばまず、規約の解釈の権限は、党員にも機関にも存在することを明確にすべきでしょう。党員と機関の解釈がぶつかる場合も、党員には解釈権はなく機関にのみ存在するという態度をとるべきではなく、両者の解釈権が衝突した状態として捉えるべきなのです。

ですから、両者の解釈の結果が食い違う場合、それをどう解決するかを調停するルールを導入することが大事です。これは党にとっては新しい問題なので、すべてを現状で提示することはできませんが、少なくともパワハラやセクハラなど党内で党員の人権が脅かされた場合のルールだけは、すぐにつくっておかねばなりません。

パワハラとは一般に、(1) 優越的な関係を背景にした言動であること、(2) 業務上不必要または不相当な言動であること、(3) 労働者の就業環境が害される(身体的・精神的苦痛を与えられるなど) ことという三つの要件を満たせば成り立つとされています。共産党は、「市民道徳と社会的道義をまもり、社会にたいする責任をはたす」(規約第五条) 人で構成されるものであり、本来ならパワハラとは無縁でなければなりません。しかし、現状では規約の解釈権を機関が独占するなど、機関の側には「優越的な関係を背景にした言動」が可能な状況が存在します。また、現行規約では削除されたはずの「自己批判」が強要されるなど、「業務上不必要または不相当な言動」がされる場合があります。それらを背景にして精神的な病にかかる人もいます。つまり党にとってハラスメントは、個々に偶然に起こっていることではなく、党の運営のあり方にかかわる構造的な問題なのです。

しかも、「党の内部問題は、党内で解決する」という規約第五条が機械的に適用され、かつすでに指摘したように横の連絡は分派につながるという認識もあり、被害を受けた党員が党外はおろか党内でも訴えをできないという状況も見られます。こんな現状は即刻解決されなければなりません。

自分の人権にかかわると党員が解釈した場合、それは「党の内部問題」ではないことを明確にします。党の訴えを公正に調査し、解決できるようにするため、人権問題を調査し勧告する第三者機関を設置します。これは弁護士などで構成されますが、共産党と顧問契約を結んでいる弁護士、法律事務所は適格性を欠くので、それ以外の人で構成されるようにします。

## 2、「赤旗」を党と国民がともに要求を叶える「至宝」としてネット化する

「しんぶん赤旗」の改革が急務になっていることは、大会代議員のみならず党員のほとんどが自覚しているところです。「赤旗」紙面には党幹部が何回も登場し、このまま日刊紙の赤字が拡大するようなら、発行そのもの

が危機を迎えることを訴えています。いつ日刊紙が廃刊になってもおかしくないと、誰もが感じています。それは党活動に不可欠な財政がもたないことであって、党活動そのものが危機的狀態にあることを意味しています。それなのに、これまで何の打開案も示されていません。現在の党指導部は、みずからが指導部の間に日刊紙廃刊になると悪名が刻まれてしまうので、次の党指導部に決断を委ねようとしているのではないのでしょうか。そんなことをして先延ばししたら、危機はより深刻なものとなります。

私は除名された身であり、この大会の再審査で除名撤回の求めが却下されたら、もはや党に復帰するすべを失います。しかし、五〇年近くを党の前進のために捧げてきた一人として、また新聞の未来のあり方を模索して苦悩してきた「赤旗」や一般メディアの記者とも付き合いのある一人として、たとえ党に復帰できない場合でも、党勢の維持・発展を願って私なりの改革案を提示しておきたいと考えます。

▽「赤旗」と党の危機は現行電子版への全面移行程度では救えない

今年六月の第八回中央委員会総会は、「赤旗」発行の危機キャンペーンのなかで行われたので、改革の方向性を指し示すと思われました。しかし、「赤旗」関連で提起されたのは、わずか以下の点だけでした。

「より広い方々、『電子版なら読める、読みたい』という方々に『しんぶん赤旗』を広げるために、日刊紙の電子版をより積極的に位置づける制度改革にとりくむとともに、日曜版の電子版の実現に向けた準備を開始いたします。」

「赤旗」を財政面から捉えると、昔から「日刊紙」は赤字を抱え、部数の低下とともに深刻化しており、それを「日曜版」の黒字で補填して支えていると言われてきました。その日曜版まで電子化を視野に入ればじめているということは、もはや日曜版の黒字も日刊紙を支えきれなくなるのもでなくなっているのかもしれない。

問題は、日刊紙の電子版の位置づけを高めるとか、日曜版の電子版の実現という表現です。ここから見取れることは、「赤旗」改革を現行の電子版の延長線上に位置づけているように思えることです。

もちろん現行の電子版に全面移行することになれば、印刷したものは廃止するということから、用紙代、印刷代、郵送費などの膨大なコストは不要になります。赤字は大幅に減るとともに、一時的には黒字化するでしょう。しかしそれは問題の先送りに過ぎず、一息付ける状況に甘んじてしまえば、やがてさらに大規模な危機が襲ってくるようになります。

まず、現行の電子版というのは、購読している方なら分かるように、紙版のものをPDFファイルにしただけのもので、いくつかの記事はテキストデータ付き。文字を拡大できる点を除けば、紙版のほうがよほど読みやすく、現行方式での全面的な電子化は、現在の読者の大半を占める高齢者には、あまり歓迎されることはないでしょう。党员や長年の支持者なら、我慢して読み続けてくれるかもしれませんが、新しい読者が増えることは考えられません。

現行の電子版の最大の問題は、ネットに通曉した若者にとって魅力的ではないことです。若者が電子版とかネット版という言葉で思い浮かべるのは、記事の検索ができたり、読んでいる記事の関連記事が表示されるなど、ネットならではの機能です。けれども現行の電子版は、紙版をそのままデータ化したもので、ネット版ならではの機能がついていません。若者が電子版を歓迎するとしたら、集金する人が家まで訪ねてこないという程度のことでしょう（それも大事ですが）。

若者にとって魅力がないということは、党の未来を支えられないということです。高齢者中心の読者が次第に減っていくが、若者の読者は増えていかないという構造が続けば、電子版もやがては危機に陥っていくでしょう。この構造は、「赤旗」の問題というよりも、党がどのようにして国民との結びつきを強め、再生産しながら大きくなっていくのかという問題にもつながっています。

「赤旗」をネット化するなら、ネット化によって党活動のあり方そのものも変えていくような、大胆な改革が必要です。二つの方面での改革が不可欠だと私は思います。

▽調査報道に特化して「赤旗」らしさで勝負するようにする

一つ。「赤旗」日刊紙は、調査報道に徹するネット版情報紙として生まれ変わるべきです。

これまでも「赤旗」報道が評価されてきたのは、調査報道の分野です。綱領という独自の視点をもって取材す

るので、他紙では見抜けないことを報道できる可能性があるのです。記者全員がその気持ちで取材にあたれば、質も量も現在の比ではない水準になるでしょう。

なお、独自の視点をもっているということは、ある仮説を立てて取材し、その仮説にそった報道をするということになりがちです。それが当たった場合は、他紙ではできないと評価されますが、逆に独り善がりになることもあり得ます。そうならないよう、取材でつかんだ事実と独自の視点との間に矛盾があるのなら、事実を優先させるべきです。それがジャーナリズムの使命であり、綱領の視点を豊かにすることにもつながります。

これは別の視点から見ると、日刊の新聞の慣例にしばられず、その日に起こったことを必ず次の日の紙面で報道しなければならぬという制約から自由になるということです（毎日の刊行という形式はとらず、随時アップする）。記者は時間をかけて取材し、まとまった記事を発信するようにするのがいいです。

かなり以前、「一紙で間に合う赤旗」というスローガンがあり、日刊紙は一般紙に対抗して政治から経済、国際、文化、スポーツなどの全分野にわたり、次の日に報道することを原則としてきました。その一環として株価も報道することさえ検討されたことがあります。しかし、そういうやり方を継続していこうとすれば、記者の人数も大幅に確保しなければなりませんし、時間と労力をとられてしまいます。くわえて、事実の報道ということなら、もはやネットや他紙に勝つことはありません。例えば岸田首相の襲撃事件などにしても、その場からネットですぐに発信しているのが、翌日の「赤旗」に載っても、もはや「新聞（新しく聞く）」本来の価値は有さないのです。そこは割り切るべきです。

「赤旗」なりの視点での報道があるはずだという反論は出てくるでしょう。そういうものは存在するし、どうしても翌日に報道することが不可欠なら、やってもいいとは思いますが。とはいえ、独自の視点というのも、時間をかけて調査することで、より深まることはあるのですから、必ず翌日に記事化することに力点をおくべきではないと思います。

スポーツや文化なども同じ視点に立つことが可能です。プロ野球の毎日の結果を「赤旗」で報道する必要はありません。そういうものではなくて、スポーツのすばらしさを報道するために、例えば一人の選手につきつきりになって取材し、それをまとめて報道すれば、一般紙ではないものが得られるでしょう。国民運動面も、この団体がこういう取り組みをしましたなどの記事は、団体ごとに通信員を置いて、その人に記事を取らせる権限を与えるようにしておけばいいのです。記者やるべきことは、運動を広げる上で大事な経験などをたんねんに取材して、誰もが納得できる記事を書くことです。さすがにテレビラジオ欄の記者は残せないかもしれませんが、文化欄と統合して芸能分野を担うことは可能でしょう。デスクや校閲部も不可欠です。

▽関連記事表示などネット版らしさが党と国民が結びつくカギとなる

二つ。もっとも大事なことは、党員や党支部がネット版「赤旗」を議論したり、拡大したりすることが、国民の願いを実現する活動と結びつくようにすることです。

一九六〇年代から八〇年代頃まで、党員と党支部は職場、地域、学園で国民の要求実現を掲げ、国民とともに活動してきました。そのなかで「赤旗」と党員を増やしてきました。しかし現在、党支部が国民と要求実現で結びつく経路がやせ細っている上に、党活動の中心にすえられていく「赤旗」拡大では、すでに結びつきのある人を短期読者にするなどに追われているため、新しい国民と結びつくことになっていきません。

ネット版はそこを打開できる可能性があります。「赤旗」の拡大と国民要求を実現する活動が対立している関係を解き放し、上手に統合していけるかもしれないのです。

紙面に沿って解説すると、どこかで（たとえばサイドバーのところなど）過去の記事をテーマ（国民の要求に沿った）ごとに見られるようにすることが大事です。「環境問題」とか「年金問題」とか「憲法九条」とか「米軍基地」などです。そこからは、関連した記事がどんなものでも見られるようにするのがいいです。「調査報道」のスクリーンもあれば、運動の経験記事もあれば、お役立ち記事もあるようにします。

そのことで何を狙うかという点、そのテーマの分野で運動を起こしていく上で、「赤旗」を不可欠な道具にすることです。そこを見れば、運動する上で大事なことがまとめて載っているものにするのです。いま四つの項目を挙げましたが、それらが中項目、小項目に分類されていきます。たとえば小項目では「子ども食堂」の項目があって、開設したり運用したりの経験も載っていれば、食料品を調達する上でのノウハウなども分かるし、行政

の問題点の告発なども勉強できるようにするのです。党支部が「子ども食堂」をまわりの人といっしょに開設し、運営するうえで、「赤旗」が欠かせないというものにしていくことが大事です。

いまあげた関連記事表示だけでなく、ネット版ならではの機能は積極的に取り入れるべきです。記事のスクラップ機能や、レコメンド機能、簡単印刷機能などを持たせれば、より使いやすくなります。

なお、現在の「赤旗」は党幹部の動向や発言のスペースが大きくなっています。そういうものに関心のない人は、購読する気持になっていきません。けれどもネット版になれば、トップページのどこかに「黨員向けページ」という入り口を置いておき、黨員はそこから入るようにすればいいだけです。そうするならば、必要なものは全部ぶち込むような非常識なことをしても、一般読者にとって邪魔にならないので、党の宣伝臭が漂う現在の日刊紙より魅力的になり、読者も増える可能性が高まると思います。ただ、全国紙のネット版の記者をした経験のある人に聞くと、だいたい二〇〇〇字を越えた時点でスクロールが止まる場合が多いそうなので、たとえ説得力があっても長いものは読まれないことは覚悟しなければなりません。

▽購読料の設定をどうするのか

ネット版「赤旗」の料金をどう設定すべきでしょうか。率直なところを言えば、党の財政の仕組みは秘密のペーパーに覆われているので、党首にでもなって勉強してみないと、責任をもったことは言えないと思います。

ただ、何とかやっていけるのではという、勝手な憶測はできます。いいことがたくさんあるからです。

まずすでに指摘したように、紙代や印刷代など、大幅な節約ができます。日々の報道記事に記者を割く必要がなくなるので、記者の人件費も減らせるでしょう（記者を辞めても高齢化が進む党本部職員にはなれます。労働組合などの団体事務職も高齢化での退職が進んでおり、将来はともかく現在は人手不足なので、そこで機関紙の記者になる選択肢もあります）。

そして何よりも大事なのは、日刊紙は一五万人程度の読者が存在することです。朝日新聞でネット版読者は三〇万人であり、その半分の読者が確実に見込めるのです。一般紙は無料購読できる範囲を広げて、次第に有料に囲い込んでいく戦略です（成功していません）が、「赤旗」の場合、そこは気にしないでいい。だって、黨員が中心の日刊紙読者そのままネットの読者にするのが、まず何より大事だからです。緊急性があるのは、まだ黨員読者が二〇万人以上見込めるうちにネット化することです。そうすれば、試行錯誤しながらネット版の魅力を高め、読者を増やす方策を探っていくことが可能となります。時間的、金銭的余裕のあるうちに、ただちに着手すべきなのです。

値段は下げます。参考になるのは、現代ビジネス（一一〇〇円）、東洋経済オンライン（二六〇〇円）、SAKSIRU（一五〇〇円）のようなネット媒体だと思います。

紙じゃないと読めないという高齢者も多いでしょうが、これだけの「反共キャンペーン」のなかで毎月三五〇〇円も払っているのであって、一〇〇〇円台ならきつとカンパのつもりで購読してくれるでしょう。どうしても無理な人には、起動したらネット版が最初にでてくるような設定をしてタブレット端末を渡せばいいのです（二年間は三五〇〇円にして端末価格を回収）。

無料で誰でも読める範囲をどう設定するかは、試行錯誤して決めていけばいいでしょう。少しずつ広げていって、最終的には完全無料版にすることも視野に入れることも選択肢に入れるべきです。もちろんその際は、気に入ったら投げ銭をもらうような読者の自発的な拠金システムと一体にするのです。

最悪なのは、もうどうしようもなくなった段階で、「三か月後にこういう方式へ移行する」と一方的に決定が発表されることです。この問題は「赤旗」の財政、経営の問題ではありません。黨員が国民とどう結びつき、運動を広げ、党を拡大するという、共産党にとってもっとも大事なことで、黨員の意見が何よりも大事です。決定したから実践せよ、決定に異論を述べるとは規約違反だというのは、これまでの間違いのくり返しです。黨員の声、経験聞きながら、議論して進めることを何よりも大切にしなければなりません。

### 3、五〇年問題と「敵の出方論」の評価を見直し、破防法調査を止めさせる

▽共産党を破防法の調査対象団体から外させるために

もし私が復党し、党首公選も行われて立候補でき、万が一党首になればの話ですが、私としてはただちに公安調査庁に申し入れを行いたいと考えています。公安調査庁が共産党を破防法の調査対象団体としているのは不当なので、対象団体から外せという申し入れです。

共産党にとって公安調査庁は、かつてのアメリカ帝国主義と同様、共産党の壊滅を企む権力に敵そのものであって、申し入れや交渉の対象ではなかったのかもしれませんが。共産党が政権をとることで廃止（打倒）する以外、選択肢がないと考えている可能性があります。しかし、アメリカ帝国主義でさえ対話と交渉の相手とみなすようになってきているのですから、公安調査庁へのアプローチを変えることもあり得るのではないのでしょうか。

公安調査庁の本質が変わらなとみなしている場合も、共産党の側は対話の姿勢を打ち出し、相手を説得するつもりで実際に交渉を行うのはどうでしょうか。それに対して同庁が道理のない対応をするなら、その不当性を国民に訴えて「こんな官庁の存続が許されるのか」の世論を形成し、決断に追い込んでいくのです。そのためにも、同庁の論理を正確に捉え、申し入れすることが大事です。

公安調査庁が共産党を破防法の調査対象団体として指定している理由は二つあります。同庁のホームページの「共産党が破防法に基づく調査対象団体であるとする当庁見解」によると、以下のようなものです。

「共産党は、第五回全国協議会（昭和二六年（一九五一年））で採択した『五一年綱領』と『われわれは武装の準備と行動を開始しなければならない』とする『軍事方針』に基づいて武装闘争の戦術を採用し、各地で殺人事件や騒擾（騒乱）事件などを引き起こしました。

その後、共産党は、武装闘争を唯一とする戦術を自己批判しましたが、革命の形態が平和的になるか非平和的になるかは敵の出方によるとする『いわゆる敵の出方論』を採用し、暴力革命の可能性を否定することなく、現在に至っています。

こうしたことに鑑み、当庁は、共産党を破壊活動防止法に基づく調査対象団体としています。」

この二つそれぞれについて、公安調査庁は理由をどう説明しているのかを踏まえ、党としての対応を考えるべきでしょう。以下、私なりに論じてみます。

▽武装闘争路線と「五一年綱領」をめぐる共産党と公安調査庁の食い違いの原因

まず「五一年綱領」について言えば、共産党員の多数は、武装闘争を決めたこの綱領は五〇年問題で分裂した一方の側が決めたもので、他方の側は現在の党につながる側は関与しておらず、正規のものではないと理解していると思います。以下の引用のように、それが公式の説明とされているからです。

「一九五〇年から五五年にかけて、徳田球一、野坂参三らによって日本共産党中央委員会が解体され党が分裂した時代に、中国に亡命した徳田・野坂派が、旧ソ連や中国の言いなりになって外国仕込みの武装闘争路線を日本に持ち込んだことがあります。

しかし、それは党が分裂した時期の一方の側の行動であって、一九五八年の第七回党大会で党が統一を回復したさいに明確に批判され、きっぱり否定されました。……

日本共産党は、戦前も戦後も党の正規の方針として『暴力革命の方針』をとったことは一度もありません。」（日本共産党国会議員団事務局「野党共闘の分断をまくるむ日本共産党へのいわれなき攻撃」二〇一九年三月二三日）

用語の使い方にしても、昔は「五一年綱領」と呼んでいたものを、最近では「五一年文書」と表現しています。党としての正式な文書ではないとするトーンを強めているわけです。

しかし、この説明に公安調査庁は納得していません。先ほど引用した「当庁見解」では、最近の党の見解をふまえつつ、「五一年綱領」を決めた五全協（第五回全国協議会）について、共産党自身がかつて「ともかくも一本化された党の会議であった」（第七回党大会への中央委員会報告）としているのではないかと反論しています。第七回党大会は、いま引用したばかりの党の公式説明で「党が統一を回復した」と説明されている大会であって、その説明からすれば、五全協が「一本化された党の会議」だったことは、五〇年問題で分裂した双方が一致して

認識していたこととなります。

公安調査庁はまた、当時の党の行動について、不破氏と上田氏の共著を持ち出します。『マルクス主義と現代イデオロギー』という本の中から、五〇年問題を扱った以下の部分を引用するのです。

「たんに常識はずれの『一場の悪夢』としてすまされることのできない、一國の共産党が全組織をあげ、約二年間にわたって国民にさし示した責任のある歴史的行動であった。」

要するに、共産党の見解が公安調査庁の反論とかみ合っていないのです。共産党と公安調査庁との間では、「敵の出方論」をめぐるではあとで見るような国会論戦もありましたが、五〇年問題では議論がされていませんので、実際に交渉でもないことには、どう説得するかも見えてきません。

推測になってしまうのですが、公安調査庁が言いたいことは、武装闘争は実際には、先の引用のように、「一本化された」共産党が全組織をあげ、約二年間にわたって行つたものなのだ。それなのに、まったく関係していないという態度をとるのでは事実には反するし、反省もしていないことになる。そして、反省しないということとは、再現される可能性もある——。そんな論理ではないでしょうか。共産党が武装闘争に関係したことがないという態度をとることは、共産党と国民の関係を強くする上での判断だったのかもしれませんが、それが逆に公安調査庁の口実となっているという構図が、ここに見えてきます。

それをどう打開するか。そんなに難しくはないと思います。

▽間違いは認め、反省すべきは反省して、公安調査庁に迫っていく

ではどうするべきか。私は、五〇年問題の当事者であった宮本顕治氏の発言や行動を正確にふまえ、以下のよう

に考えるべきだと思います。かつて宮本氏は、自身の主張と行動を詳細に記録した『宮本顕治の半世紀譜（増補版）』を刊行しました。それを眺めると、次のような事実経過が分かります。

一、当時の日本共産党が平和革命の方針をとっていることについて、コミンフォルムが誤りだと論評したのに対して、徳田派はそれを批判し、宮本顕治（国際派）氏はそれを受け入れるべきだと主張しました。とはいえ、宮本氏は暴力革命を主張したのではなく、米軍の占領を終わらせなければ平和革命はなしえないことを主張したのです。

二、徳田派は第六回大会で選出された党中央委員会を解体し（党規約違反）、宮本氏らを排除して不正常な党運営を行うようになり、その過程で、暴力革命路線に傾斜していくようになりました。それに対して宮本氏は、徳田派を批判する党組織を率いて、「全国統一委員会」のちに「全国統一会議」をつくり、徳田派の路線への批判を強めます。

三、しかし、『半世紀譜』通りに引用すると、五一年一〇月はじめ、「宮本ら」全国統一会議の指導部は、声明『党の団結のために』を発表、その組織の最終的な解散を宣言します。その直後に（同月ですが）、「徳田らが党規約に反する『第五回全国協議会』一〇月一六日～一七日」なるものを開き、五一年綱領を決定するのです。

ここからわかることは、現在の共産党の源流となった宮本氏は、暴力革命を主張していないし、武装闘争にも手を染めていないことです。党員を結集して独自組織をつくり、徳田派の武装闘争方針を批判もしています。だからこそ、五〇年台後半からの党の再生をリードできました。

一方、武装闘争方針の五一年綱領を決めた五全協直前には、この独自組織は解散しています。当然、独自組織に参加していた党員は、宮本氏も含めてまだ不正常だった党に戻ったわけです。

五全協は第六回大会で選出された党中央委員会（宮本氏もその一員）が主催したのではなく、中央委員だった宮本氏は参加していませんので、「党規約に反する」不正常さを引きずった会議ではありません。五一年綱領は、宮本氏らの参加しないこの会議で決まったものであり、事実の一面だけを見ると、「一方の側が決めた」とか、「党の正規の方針として『暴力革命の方針』をとったことは一度もありません」と言えないことはありません。

しかし、事実のもう一つの面を見れば、五一年綱領が制定された時、宮本氏などは元の鞘に収まっていたのですから、党はすでに分裂していません。五全協は、第七回大会（五八年七月）における中央委員会の報告のように、「ともかくも一本化された党の会議であった」ことは確かなのです。共産党はそれから三〇年以上も経った八九年二月、この「一本化された」という部分について、「これは文書点検上の不備にとまらう誤りで、この

一句はのちに削除されました」（『日本共産党の百年』）としています（第一八回大会四中総での決定）。五一年綱領は党が一本化されていない時期のものであって、「一方の側が決めた」という論理を強めることによって、公安調査庁の破防法調査団体指定の口実をなくそうとしたのかもしれない。

けれども、分裂した党が「一本化された」かどうかというきわめて重要な問題を、「文書点検上の不備」で三〇年も見逃したということ自体が、あまりにも不自然です。しかも、宮本氏が五一年綱領の制定時には党に戻っていたことは、疑えない事実の問題です。ですから、五一年綱領についても、「一方の側が決めた」程度のこととは言えても、当時すでに「他方の側」は解散して存在しておらず、「党が分裂した時期」の決定ではありません。また宮本氏は、『半世紀譜』を見る限り、自身が武装闘争に参加することはありませんでしたが、五全協に当たっても、またその後も、「統一会議」を率いていた時期とは異なり、武装闘争方針に反対することを明言していません。「党規約に反する」不正常さを引きずった会議の決定だったので、その決定である「五一年綱領」を堂々と批判するという選択肢もあったのに（実際に「統一会議」の時期には徳田派を批判していた）、そうしませんでした。党中央が編纂した『日本共産党五〇年問題資料集』も、掲載されている資料は五一年一〇月の五全協の決定が最後であり、それ以降、宮本氏が何を語ったのか、あるいは何も語らなかったのか、資料的なものは示されていません。宮本氏が党の方針について語るようになったのは、おそらく五四年一月頃から各地の演説会に招かれるようになり、五五年初頭に党指導部から六全協の計画を聞かされた頃からでしょう。

宮本氏は、「統一会議」を率いていた時期は、規約に違反したのは徳田派だという認識から、武装闘争路線も含めて堂々と批判していたのに、なぜそうしなかったのか。推測になりますが、それ以前の時期と異なり、「ともかくも一本化された党の会議」で決まったものなので、党の統一と団結を何よりも重視する立場から、表だつた批判は控えたのだと思います。党の決定に反する見解を外で公開しないのは、当時に考えられていた民主集中制の原則だったのででしょう。それが本当に黨員として正しい態度だったのかは、いろいろな考え方があろうと思います。この時期に宮本氏が五一年綱領を批判していれば、現在、何の留保もなく「一方の側が決めた」と言えたからです。しかし宮本氏は、そういうことよりも党の団結を重視し、党の実践を通じて武装闘争路線への国民の批判が高まることを黙って見守った。その結果、武装闘争路線のような明白な誤りを党中央が犯しても、それを公然と批判しないで実践の結果をもって検証することが党規約であり民主集中制であるということになったのなら、私はそういう考え方は間違いだと思います。

その評価は別にして、五全協から数年を経て武装闘争路線が国民から見離されるなかで、宮本氏は党の主導権を確保します。その際にも宮本氏は、党の統一と団結を何よりも重視する態度をとり、徳田派に所属し、武装闘争を闘った黨員をも迎え入れました。指導部にも起用しました。

こういう経緯があるのですから、共産党は、黨員の一部によるものとはいえ、「ともかくも一本化された党の会議」で五一年綱領を決め、武装闘争に走ったことについて、党として認め、謝罪し、反省することを表明すべきでしょう。その上で、公安調査庁に対して、現在の共産党は過去も反省し、次に述べるように「敵の出方論」も放棄したのだから、破防法の調査対象団体とする根拠は何もないことを申し入れるべきでしょう。

もちろん、公安調査庁のことですから、組織の生き残りのため、別の口実をつくりあげることなどは平気で行うかもしれません。しかし、自分で提示した口実が崩されても別の口実にしがみつく無惨な姿を国民の前にさらすことによって、国民世論の力で追い詰めていくのです。やりがいのある仕事ではありませんか。

#### ▽「敵の出方論」とは何なのか

公安調査庁が共産党を破防法の調査対象団体として指定しているもう一つの理由の問題に移りましょう。「いわゆる敵の出方論」を採用し、暴力革命の可能性を否定することなく、現在に至っている」という問題です。

公安調査庁が問題にする「敵の出方論」とは、そもそもどのようなものなのでしょうか。志位氏の『新・綱領教室』では次のようにまとめられています。

「①選挙で多数の支持を得て誕生した民主的政権に対して、反動勢力があれこれの不法な暴挙に出たさいには、国民とともに秩序維持のために必要な合法的措置をとる。②民主的政権ができる以前に、反動勢力が民主主義を暴力的に破壊しようとした場合には、広範な国民世論を結集してこれを許さないというものである。」

これがなぜ「敵の出方論」と呼ばれるのか。まず「敵」について言えば、そのような用語は現在の綱領には存在していませんが、古い一九六一年の綱領では中心的な概念でした。共産党が当面の目標としている民主主義革命は、「二つの敵」に反対することで達成されるという考え方をしていたのです。

「以上の全体からでてくる展望として、現在、日本の当面する革命は、アメリカ帝国主義と日本の独占資本の支配——二つの敵に反対するあたらしい民主主義革命、人民の民主主義革命である。」

その敵の「出方」という言い方をしているのは、日本共産党が民主主義革命を達成しようとする時、敵の出方次第では、共産党の対応が異なったものになるからです。共産党が平和的に国会で多数になって政権をとろうとする際、敵もそれを国民の選択肢だとして尊重するならば、革命は平和的なものになりますので、共産党が心配する必要はありません。一方、敵が暴力に訴えてでも共産党の政権参加を阻止しようとする場合、共産党もそれになさわしい対応をすることになります。

では敵が暴力に訴えてくる場合、共産党の対応はどんなものか。それが先ほど引用した志位氏の言明です。①は、すでに共産党が国民の支持を得て政権に参加したあとの場合であり、②は、政権参加以前に「敵」が暴力で共産党に襲いかかってくる場合になります。

#### ▽旧綱領で「敵の出方論」が不可欠だった理由

ところで、旧綱領下の共産党は、なぜ「敵」の暴力を心配していたのでしょうか。それを知るためには、一九六一年の旧綱領の革命論を理解しなければなりません。当時の共産党は、政権に就くことが現実味を帯びてきた場合、「二つの敵（アメリカ帝国主義と日本独占資本）」とその意向を受けて動く政府機関（自衛隊や警察）が、共産党に対して暴力的に襲いかかってくると考えていました。

通常、議会を通じての平和的な変革と言われて思い浮かぶのは、「国権の最高機関」であり立法権力を有する国会で多数の議席を獲得し、総理大臣を輩出して行政権も手中に収めることでしよう（さすがに司法権までは及ばないが三権のうち二権までは握ることになる）。けれども、旧綱領では、共産党が国会で多数となって政府（民族民主統一戦線政府と呼ばれていた）を樹立しても、ただちに権力を握ることにはならず、革命は達成されないという見地が打ち出されていました。実際の権力は三権とは別のところにあるという考え方からです。旧綱領を見てください。

「民族民主統一戦線のうえにたつ政府をつくることは、アメリカ帝国主義と日本反動勢力のあらゆる妨害に抗しての闘争である。この政府が革命の政府となるかどうかは、それをささえる民族民主統一戦線の力の成長の程度にかかっている。」

政府をつくっても「この政府が革命の政府となるかどうかは」分からない。「革命の政府」になるには、「民族民主統一戦線の力の成長」が必要だ——。これが引用文の意味です。さらに旧綱領を引用します。

「党と労働者階級の指導的役割が十分に發揮されて、アメリカ帝国主義と日本独占資本に反対する強大な民族民主統一戦線が発展し、反民族的・反人民的勢力を敗北させるならば、そのうえにたつ民族民主統一戦線政府は革命の政府となり、わが国の独占資本を中心とする売国的反動支配をたおし、わが国からアメリカ帝国主義をおいはらう。そうやってようやく「人民の手に権力をにぎることができる。」

「革命の政府」をつくるには、「民族民主統一戦線」は何をするのか。「独占資本を中心とする売国的反動支配をたおし、わが国からアメリカ帝国主義をおいはらう。そうやってようやく「人民の手に権力をにぎることができる」——。旧綱領はこういう見地に立っていました。

要するに、日本で「権力」を握っているのは国会や政府などの三権ではなく、独占資本とアメリカ帝国主義である。だから、国会や政府を握るにとどまらず、実際の権力である「二つの敵」を倒さなければならぬ。そうしないと権力を握ることはできず、民主主義革命は達成しないというのが、旧綱領の見地だったのです。

#### ▽敵の暴力に対して共産党はどう対応しようとしたか

この見地に立つと、国会で多数を握って政府を樹立したからといって、権力をもつアメリカなどが黙っているはずはないとする考えが生まれます。またアメリカの意向に沿う政府機関（自衛隊や警察）が襲いかかってくる可能性も排除できないこととなります。とりわけ自衛隊は対米従属の軍隊であって、権力を失うことを恐れるア

アメリカの意向通りに動くだろうと、共産党は考えていました。実際、防衛庁（当時）付属の防衛研究所の研究者が、共産党が政権に就くような場合にはクーデターを起こすという論文を公表したこともありました。南米のチリで選挙を通じて平和的に成立したにも関わらず、ピノチエト率いる軍がクーデターを起こしてアジェンデ政権を崩壊に導いたことも、共産党の警戒心を高めました。

それに対してどうするか。共産党が政権についたあと、アメリカが武力で襲いかかってくれば、それは日本が侵略されるということですから。その場合、対米従属の自衛隊には頼れないので、憲法を改正して独自の軍隊を持つことが想定されていました。共産党は綱領制定の七年後（六八年）、「日本共産党の安全保障政策」を発表し、いわゆる「中立自衛」政策を確立するのですが、そこにはこう書かれています。

「帝国主義がなお存続する以上、独立して、平和、中立化の政策をとる日本が、アメリカを先頭とする帝国主義陣営から侵略をうける危険は、依然としてこのこっている。

この点からいっても、独立した日本が、自衛の問題を無視するわけにはいかないことは明白である。……将来、日本が、独立、民主、平和、中立の道をすすみ、さらに社会主義日本に前進する過程で、……必要な自衛措置をとる問題についても、国民の総意にもとづいて、新しい内外情勢に即した憲法上のあつかいをきめることになるであろう。」

一方、正当に樹立された政府に対して暴力で襲いかかってくるのが、国内のあれこれの勢力の場合もあります。その時は、すでに紹介したように「秩序維持のために必要な合法的措置をとる」わけです。これは、すでに政権の座にあるのですから、警察力などを使って対応することが想定されています。

意外に思われるかもしれませんが、じつは公安調査庁もこれは当然だという立場です。不破哲三氏がかつて衆議院予算委員会で追及した際、石山陽公安調査庁長官（当時）は次のように答えています。

「政権確立した後には不穏分子が反乱的な行動に出て、これを鎮圧するというのは、たとえどなたの政権であろうとも当然に行われるべき治安維持活動でございます。」（一九八九年二月一八日）

問題はその先にあります。

#### ▽「国民世論を結集してこれを許さない」対応をめぐる

公安調査庁は、共産党が政権に就いたあとの問題はともかく、それ以前に暴力的な襲撃を受ける際の党の対応については、大いに問題にしています。志位氏の言明に即して言うと、②の場合の共産党の対応です。冒頭で引用した公安調査庁長官の不破氏に対する答弁でも、「民主主義の政権ができる前にこれを抑えようという形で、不穏分子をたたき（ママ）つけてやろうという問題であります」「その全部について敵の出方論があり得る」として警戒を表明しています。

②の場合の共産党の対応は、志位氏が述べるように、「広範な国民世論を結集してこれを許さない」というものです。私自身は、この志位氏の言明を読めば、世論を結集するということから平和的に対抗するのだと思います。ところが公安調査庁は、これを読んで「不穏分子をたたきつけてやろうという問題」という捉え方をしているようです。

常識的に考えればの話ですが、政権をとつていない政党に対して、何らかの勢力が暴力的に襲いかかってくる場合、どう対応するでしょうか。政府に対して「警察力でなんとかしてほしい」と要請するのではないのでしょうか。現在も、共産党が何らかの集会を催すような場合、右翼団体などの襲撃を恐れて、警察に対して警備を要請することがあります。

ところが、「敵の出方論」が論じられる文脈では、そういうやり方をとることは明示されず、志位氏の言明のように「国民世論を結集してこれを許さない」対応をすることとされます。なぜそういうことになるのでしょうか。これはすでに述べたように、共産党に暴力で襲いかかってくるのが、自衛隊や警察などの政府機関だと想定されているからです。警備を要請すべき相手が襲いかかってくると思っただけから、そういう政府機関に警備を要請することはあり得ません。

では、そういう政府機関が襲ってくるのに対して、共産党が「国民世論を結集してこれを許さない」というのは、何を意味するのか。私が大学生の時、まだ旧綱領の時代でしたが、先輩の党員から教えられたのは、「革命の前進に対して自衛隊や警察が襲いかかってきた際、共産党は何百人もの『革命デモ』を組織し、あいつらを包

困して撤退させるのだ」ということでした。

私はそれを聞いて、武器を持っている自衛隊や警察に対して、五〇〇万人のデモで包囲したからといって、それらが退くことはないだろうなと感じました。一方、共産党はデモをするだけであり、暴力に訴えるのではないのだ、共産党の側は結果として敗退するだろうけれど仕方ないよねと、安心した面もありました。

しかし、公安調査庁の人たちは、先ほどの国会答弁のように、これを「不穏分子をたたきつけてやろう」という問題」だと捉えているのです。五〇年問題では、共産党を名乗る人たちが警察署や派出所を襲ったことがあり、それをずっと教えられてきたことと無関係ではないでしょう。しかも現在、共産党の側は「あれは一方の側の行動だった」として、反省する素振りがありません。さらには、警察が襲われたわけではありませんが、六〇年代末の学園紛争の際、極左暴力集団が暴力で共産党や民青同盟に襲いかかってきた際、共産党は「不法な暴力に対して正当防衛の実力行使は許される」という「赤旗」主張を掲げ、時には角材なども手にして、暴力集団を追い詰めるまで徹底的に戦ったこともあります。このような経緯があるので、共産党が「世論を結集してこれを許さない」という場合、自衛隊や警察の武力をはねのけ「許さない」だけの実力行使も含むものだと考えているかもしれません。実際、五〇〇万人のデモ隊が二〇万人の自衛隊を包囲する場面というのは、「世論を結集してこれを許さない」という党の公式方針からすると、包囲される相手の眼には「不穏分子をたたきつけてやろう」という問題」と映る可能性もあるでしょう。

ですから、共産党はこの問題に答える必要があります。私はこの問題を次のように考えます。

▽現在の綱領には「敵の出方論」の要素は皆無である

党員なら誰でも知っていることですが、「敵の出方論」という言葉は、すでに党として使っていません。共産党は、「この表現は二〇〇四年の綱領改定後は使わないことにし」（『新・綱領教室』）た上で、そのことを第二八回大会の第三回中央委員会総会（二〇二一年九月八日）でも確認しました。

けれども、「表現は……使わない」というのは中身は変わらないということです。だから、公安調査庁も、「共産党が」「いわゆる敵の出方論」を採用し」と言い続けることになっています。

しかし、共産党の理論と政策の発展は、「敵の出方論」の表現は使わなくなったという程度にとどまるものではなくありません。「敵の出方論」という考え方自体、現在では廃止されていると言えるはずですが。

転機となったのは一九九四年の第二〇回党大会です。この大会では憲法第九条を将来にわたって堅持するという大転換を行いました。これは自衛隊も廃止するし、先ほど紹介した一九六八年の政策で打ち出された改憲による新自衛組織も不要だという立場です。

それまで共産党が「敵の出方論」をとってきたのは、「敵」であるアメリカが日本革命の前進を恐れて武力で襲いかかってくる可能性があることと認識していたからです。その場合、対抗するための軍事組織が不可欠だと考えていたのです。ですから、軍事組織は将来にわたって不要だとした二〇回大会の決定は、アメリカが武力で革命を鎮圧する可能性はなくなったと認識したか、あるいはその可能性があっても共産党の側が武力を使って対処するという方針を放棄したことを意味します。

さらに二〇〇〇年の党大会では、自衛隊も安保条約も三つの段階を経て廃止するが、当面の第一段階では自衛隊も安保条約も維持することを決めました。さらに、侵略と大規模災害の際には、その自衛隊を活用することも決めました。自衛隊は自分に襲いかかってくる集団だと考えていたら、自衛隊の活用など口にできないでしょう。

くわえて二〇〇四年には、「敵の出方論」の理論的根拠となった旧綱領を廃止し、新しい綱領を策定しました。そして、すでに紹介したように、この新しい綱領では、そもそも「敵」という概念、用語をなくしたのです。

これは用語を使わないという程度の問題ではありません。二つの内容上の大きな変化がありました。一つは、国家権力に対する見方が変わったことです。

旧綱領は既述のように、国会で多数を占めて政府を樹立しても、実際の権力は日本独占資本とアメリカ帝国主義が握っているという見地で彩られていました。しかし現在の綱領はこう述べています。

「現在、日本社会が必要としている変革は、社会主義革命ではなく、異常な対米従属と大企業・財界の横暴な支配の打破——日本の真の独立の確保と政治・経済・社会の民主主義的な改革の実現を内容とする民主主義革命である。それらは、資本主義の枠内で可能な民主的改革であるが、日本の独占資本主義と対米従

属の体制を代表する勢力から、日本国民の利益を代表する勢力の手に国の権力を移すことによってこそ、その本格的な実現に進むことができる。」

似たような言い回しが残っているので誤解されるかもしれませんが、権力は独占資本とアメリカ帝国主義が握っているという規定ではありません。そうではなく、それら二つの「体制を代表する勢力」が握っているというものです。

この「勢力」が何を意味するのか明示的に定義されていませんが、文脈からして、中心的には「自民党政権」ということになるでしょう。自民党政権がもつ「権力」を民主連合政府に移行させるといのが現綱領の立場です。

もちろん、独占資本やアメリカ帝国主義という「支配勢力の妨害や抵抗」との闘争は、新綱領でも強調されています。同時に、そのために実際に何をするかという点、以前のように「二つの敵」を倒すことではなく、「統一戦線の政府が国の機構の全体を名実ともに掌握し、行政の諸機構が新しい国民的な諸政策の担い手となること」なのです。行政機構以外の何者かが、国民の選挙での選択とは無関係に「権力」を有していて、革命の前進に対して暴力で襲いかかってくることを連想させるような記述は皆になつたのです。

もう一つは、アメリカ帝国主義に対する見方の変化です。

旧綱領は、レーニン以来の帝国主義論を継承し、武力で他国を支配するアメリカ帝国主義の本質は交渉や対話で変えられるものではなく、日本が独立するにはこれを打倒するしかないという見地に立っていました。しかし現綱領は、「世界の構造変化のもとで、アメリカの行動に、国際問題を外交交渉によって解決するという側面が現われていることは、注目すべきである」としています。

アメリカが外交交渉を重視し、日本革命にたいして武力で襲いかからないなら、「対米従属の自衛隊」がアメリカの意に反して共産党を襲撃することもなくなります。不破氏が二〇〇〇年の自衛隊活用論や〇四年の新綱領策定を主導していた頃、党指導部内には自衛隊の「暴力装置」としての本質を危惧する声が少なくありませんでした。それを説得する不破氏の口癖は、「自衛隊は技術集団だから大丈夫だ」というものでした。そもそも、自衛隊が共産党に暴力で襲いかかってくると考えていたら、とうてい自衛隊活用論など唱えられません。もちろん、自衛隊については改革すべきところはたくさんありますが、民主連合政府が行政の諸機構を政府の方針に従わせる一環として対処できるというのが、現綱領の依って立つ立脚点だと思います。

▽自衛隊のクーデターの危険に無警戒ではいけないか

それとも、現在の党指導部は、共産党が政権に就く以前にも、自衛隊や警察が共産党に暴力を持って襲いかかってくる、いまでも考えているのでしょうか。それならば、「敵の出方論」という用語を使わないという手法をとるのではなく、堂々とその立場を明確にすべきだと思います。

実際、私にしたところで、共産党がじつはそう考えているとして、そういう立場が完全に無根拠だと言いつもりはありません。例えば、いま話題の自衛隊の闇組織「別班」を扱った石井暁氏（共同通信記者）の著作には、著者と陸上自衛隊将官との以下のようなやりとりが出てきます（『自衛隊の闇組織 秘密情報部隊「別班」の正体』（講談社現代新書）。一九九六年時点でのものです）。

「酔った勢いもあり、自衛隊幹部を困らせるような微妙な質問を私は発した。

『日本共産党がどんな形にしろ、政権を取ったら自衛隊はどうしますか』

すると、元将官はかっと眼を見開いて険しい表情を見せると、こう言い放ったのだ。

『躊躇なくクーデターを起こします』

酔った席での冗談とは到底受け取れなかった。」

すでに紹介した防衛研究所の연구원と同じ立場です。自衛隊と防衛庁の内部でそういう考えの人が皆無ではないことが伺えます。

けれども、個人の見解をもつてして、自衛隊そのものを本質づけるのは正しくありません。そのことをリアルに理解したのは、泥憲和氏（故人、共産党員）という元自衛官のお話を伺ったときです。彼は中学校を卒業して自衛隊に入り、数年で除隊した方なのですが、亡くなったあとに刊行された『泥憲和全集——「行動する思想」の記録』に著名人から寄せられたエッセイを見ると、泥さんの講演で紹介されて感銘した言葉として、憲法学者の樋口陽一氏と元防衛官僚の柳澤協二氏が同じことを紹介しています。自衛官として駐屯地にいたとき、まわり

を自衛隊に反対するデモ隊の人びとに囲まれたのですが、その際、教官が発した言葉です。

「あの人たちが、あのように自由に意見を表明することができるような国を守ることが、我々自衛隊の使命だ。」

自衛隊反対でデモ行進することのできる日本を守る、それが自衛隊の使命だ——。自衛隊の中では、こう言える教官がいて、隊員を教育しているのです。

一部の部隊だけでそういう教育がされているわけではありません。防衛大学の一期生であり、自衛隊のトップである統合幕僚会議議長を務めた佐久間一氏は、退官の日（一九九三年七月一日）、次のように語ったとされます（月刊誌「Wedge」二〇一九年五月号での勝股秀道氏の連載「国防の盲点」より）。

「自衛隊の任務の高さ、尊さは、我々を無視し、あるいは非難する人々も含めたすべての日本人の平和と安全を守ることにある。」

自衛隊内の教育が落ち度のないものだと言うつもりはありません。問題のある考え方の人が個々にしか存在しない場合も、さまざまな危険が生じる場合もあります。しかし、大事なことは、自衛隊のトップには佐久間氏のような人が就いていて、現場での教育もされているということです。それならば、そういう要素を伸ばしていくことにこそ、共産党は努力を傾けるべきです。そうやって自衛隊との関係を良好なものにすることが、問題を起さないためにも必要でしょう。それを無視して、自衛隊は共産党に対してクーデターを起こす集団だと捉えて対応していたら、自衛隊と共産党の距離はどんどん広がっていくばかりです。私自身、自衛隊を活かす会の事務局長としていろいろ自衛官に接することになり、自衛隊に対する見方が深まりましたが、共産党にもそういう体験をしてほしいと思います。

もちろん、権力への警戒心一般は、常に抱いておかなければなりません。しかしそれは、権力が共産党を貶めるためのさまざまなイデオロギー攻撃をすることで、共産党を国民から孤立させることへの警戒心であるべきです。それに対して共産党がやるべきことは、自衛隊のクーデターの危険を内心に抱いて備えをしておくというようなことではなく、理論と政策をきたえて共産党への支持を広げるとともに、国民に親しまれる存在になり、何かあったときも国民が共産党を守ってくれるという関係を築いておくことでしょう。異論を外で述べた党員をただちに除名するようなやり方は、そういうものとは正反対であって、共産党と国民の関係を大きく傷つけるものです。

では、革命が進行する過程で、本当に何らかの勢力が共産党に暴力的に襲いかかってきたら、どう対応するのか。その答えは、議会を通じて変革を追求する普通の政党らしく、「警察に対して取り締まりを要求する」というものになるでしょう。

いずれにせよ、現在の綱領には、「敵の出方論」が通用する余地はありません。しかし、現在の指導部には、その立場を廃止する決断はできないだろうと思います。すでに指摘したように、「敵の出方論」という表現は使わない（中身は変わらない）という見解は、二八回大会三中総で「全会一致」で決まったものだからです。現在の指導部には、いまさら「私は違う見解でした」と言える人は一人もいません。

だから、共産党を破防法調査対象から外したいと望む党員は、是非、来年一月の党大会に代議員として参加し、私の除名に反対する意思表示をしてほしいのです。そして、党首公選を望む声をあげてほしいのです。団だと捉えて対応していたら、自衛隊と共産党の距離はどんどん広がっていくばかりです。私自身、自衛隊を活かす会の事務局長としていろいろ自衛官に接することになり、自衛隊に対する見方が深まりましたが、共産党にもそういう体験をしてほしいと思います。

いずれにせよ、現在の綱領には、「敵の出方論」が通用する余地はありません。しかし、現在の指導部には、「敵の出方論」という表現は使わない（中身は変わらない）という見解を見直す決断はできないだろうと思います。すでに指摘したように、この見解は、二八回大会三中総で「全会一致」で決まったものだからです。現在の指導部には、いまさら「私は違う見解でした」と言える人はいません。

だから、共産党を破防法調査対象から外したいと望む党員は、是非、来年一月の党大会に代議員として参加し、私の除名に反対する意思表示をしてほしいのです。そして、党首公選を望む声をあげてほしいのです。

代議員のみなさんへの心からの訴え

みなさんがこの再審査請求書をどこでどのように読んでおられるのか、あるいは見ることすらできなかったのか、現時点での私には知るよしもありません。それでも、請求書を閉じるに当たり、目を通して頂いていることを期待して、心の内をまとめてお伝えしたいと思います。

私の除名処分は明確な間違いです。私は、二三年一月に刊行した『シン・日本共産党宣言』からこの再審査請求書に至るあらゆる文書で明らかにしている通り、現行の党綱領と規約を全面的に支持しています。

除名処分の理由の一つとして、私が分派を形成したことが挙げられましたが、分派とは、かつて宮本顕治氏がレーニンを引用しながら強調したように、「特定の政綱」つまり党の綱領に反する別の政治綱領を持ち、その実現のために党に隠れて閉鎖的に動くグループのことです。党の綱領を支持し、その全面的な実現を願う私には、そもそも分派などつくる理由がありませんし、分派の相手とされた人物との関係は、閉鎖的のそしりを受けないよう、私が堂々とメディアに公表したものであって、その視点からも分派と呼べるようなものではありません。

しかも、一九五八年に制定された旧規約では、第二条「黨員の義務」の一つとして、「分派活動をおこなうなどの党を破壊する行為はしてはならない」(第二項)とされていましたが、現行規約の「黨員の権利と義務」(第五条)の中には、そもそも「分派」という用語すら存在していません。民主集中制の原則を五つにわたって述べた第三条の一つとして、「党内に派閥・分派はつぐらない」(四項)と規定されているだけです。義務に違反することが処分の対象となるのは当然ですが、義務でないものと同じ扱いをすることは適切ではないと考えます。

私の安保条約、自衛隊に関する立場が党の綱領に反することも、除名の理由とされました。しかし私は、二〇〇〇年の党大会決定と二〇〇四年に採択された新綱領で、安保条約と自衛隊を即時にはなく段階的になくしていく展望が打ち出されたことを歓迎する立場です。その立場から、この間、志位和夫委員長のもとで党が歩んできた道筋を支持しています。

二〇一五年の新安保法制成立を受け、野党の国民連合政府構想を打ち出したあと、志位氏はかつての自衛隊活用論を復権させ、日本が侵略された際の安保条約第五条の発動を認め、共産党が入る政権では自衛隊は合憲とみなすと踏み込んでいきました。苦渋の決断だと思いましたが、党幹部のなかでは他に誰もその決断を具体化する動きが見えないなかで、私なりに悩みながら打ち出したのが「核抑止抜き専守防衛」という見地でした。

志位氏と私の提起は、自衛隊活用論の点ではほぼ同じです。安保条約第五条の発動問題では、志位氏がとくに条件を付けているのに対して、私が核抑止力の発動を許していない点では異なります。自衛隊合憲論をめぐっては、志位氏は政権としては合憲、党としては違憲という立場ですが、私は党としても合憲とするが、黨員の思想信条は縛らないという立場なので、志位氏よりは踏み込んでいると考えます。

私の提起に賛否が渦巻くのは仕方のないことです。というよりは、安全保障政策をどうするか野党共闘と共産党の将来にとって大事な問題になっているのですから、私の提起を批判の材料にして大いに議論が巻き起こることを期待します。けれども、志位氏の一連の提起は党首にふさわしいとして歓迎されるが、私の問題提起は除名に値するというのは、あまりにも整合性を欠いたものだと思えます。

私が党首公選論を党中央に至る機関に提起せず、外部のメディアで公表したことも、規約に反するとして処分の理由とされています。これについては、率直に言わせてもらいますが、党中央を初めとする党機関が規約への理解を欠いていると思います。

旧規約は「党の内部問題は、党内で解決し、党外にもちだしてはならない」ことを、黨員の義務(第二条)としていました。しかし、現規約(第五条)では「党の内部問題は、内部で解決する」(八項)と変化し、「党外にもちだしてはならない」の部分削除されました。一方、現規約は、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」(五項)として、外部に公表してはならないことを「党の決定に反する意見」に限定しています。

では党首公選論は党の決定に反する意見でしょうか。現在でこそ党首公選論は間違いであるとの議論が「赤旗」にあふれていますが、私が問題を提起した二三年一月の時点で、そういう主張を「党の決定」とみなしていた党

員は一人もいなかったはずで。それまで党大会や中央委員会総会の決定で党首公選論が批判されたことは一度もないのですから当然です。ですから私は、「党の決定に反する意見」を公表したわけではなく、規約上の義務に違反してはいません。

それにしても、私が異論を持っていたのなら、「中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる」(第五条六項)という考え方を重視すべきだったという意見はあるでしょう。私の所属する党支部は、党首辞任論なども自由に議論できるところであり、私も党首公選論などは提起していました。機関に対して意見を述べなかつたのは、いま引用した規約でも明白なように、それが党員の「権利」であつて「義務」ではないからです。義務はルールですので破れば処分の対象となりますが、権利については言えば、それを行使することは望ましかつたかもしれませんが、権利を放棄したからといって処分したのは、権利と義務に関する常識的な法理に反すると考えます。

私が除名された直後、いくつかのメディアが「異論を許さぬ共産党」などと報道し、「赤旗」などが反論を加えました。一方、私の除名理由の中には、「私が」わが党規約が『異論を許さない』ものであるかのよう、事実をまったく歪めて攻撃している」という文言があります。また九中総の結語は、「いまの党攻撃が、権力、メディアと一体となった大掛かりな党攻撃である」と述べるなど、「異論を許さぬ共産党」批判が私と権力、メディアの結託で行われているかのように宣伝しています。

しかし、私は一度たりとも、「異論を許さぬ共産党」などと言つたことはありません。逆に、『シン・日本共産党宣言』では、党内に異論が存在し、自由に議論されている事実を豊富に描いたつもりです。そういう共産党の現実を国民に知らせることが、共産党と国民の関係を近づけると考えたからです。

また私は、共産党を退職後、さまざまな本を執筆し、異論を公表してきました。『改憲的護憲論』刊行の際は、「こんなことを書いたら除名されるぞ」と忠告を受けましたが、そんな心の狭い党ではありませんでした。党本部勤務員や学者党員からも、「松竹さんがいるから、自由な党だと国民が思ってくれる」と言われたこともあります。共産党は本来、そういう党なのです。そういう党であることが望ましいのです。けれども、私を除名した結果、本場に「異論を許さぬ共産党」という評価を受けるようになってしまいました。それを覆すには、私の除名を撤回するしかないと思います。今回の再審査は、党がみずからそれを行える最後の機会となります。

もし除名が撤回されて私が復党し、党首公選が実施されるなら、私は立候補します。何よりも訴えたいことは、現在の綱領、規約を全面的に実施する党運営の確立です。

綱領と大会決定の通り、第一段階は安保条約と自衛隊を維持しつつ改革する、第二段階は安保条約を廃棄して平和なアジアをつくっていく、第三段階は自衛隊の解消に向かうという立場から、政策と方針を豊かなものにしていきます。どんな世論調査でも、自衛隊解消を支持する国民が一パーセント程度しかない現状のもとで、この立場は、「二三〇%の党づくり」にも良い影響を与えるはずで

民主集中制は規約通りに運用します。「党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で決める」(第三条一項)ということは、党内に少数者が存在することを前提とした規定です。民主主義とは少数意見の尊重であることは誰もが知っており、党内でもそれを尊重した運営をすべきです。

綱領に反対するグループの形成は分派であり許されません。しかし、党員の活発な議論こそが、党員の自発性を引き出し、正確な方針を編み出す生命力の根源であり、支部を超えて党内の議論が活発になるようにします。「赤旗」を党と国民がともに要求を叶える「至宝」としてネット化します。現行の電子版のような形態ではなく、関連記事表示機能などを駆使し、現代にふさわしい機関紙としていきます。

公安調査庁は共産党が「敵の出方論」を維持していることを、破防法調査適用団体とする根拠としています。党はこの用語は使わないとされていますが(内容は維持するということです)、現綱領は旧綱領と異なり、「敵」という用語自体を廃止したにとどまらず、「敵の出方」に沿って党の対応を変えろという考え方自体を廃止したのもと思います。その点を明確にし、公安調査庁と交渉して、共産党を適用団体から外すことを強く求めます。

代議員のみなさんの公正な判断を期待します。